

健康の森基本計画

平成 24 年 3 月

藤 沢 市

まちづくり推進部西北部長後地区整備事務所
健康の森あり方検討会

はじめに

健康の森は、藤沢市都市マスタープランにおいて、自然環境の保全をはかりながら、都市機能の導入に向けた利活用の方向性の検討及び整備促進をはかり、健康医療施設等、地域の活力増進機能を備えた施設の立地誘導をはかることとされている。また、本市の三大谷戸の1つとして遠藤笹窪谷（谷戸）の谷戸環境、緑地空間、里地・里山景観など、豊かな自然環境を市民の共有財産として恒久的に保全することとしている。

「健康と文化の森」は、文化の森と健康の森で構成されており、文化の森では、平成2年に慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）が開設以来、教育・学術・研究機能の充実が図られつつある。また、健康の森においては、平成13年に慶應義塾大学看護医療学部、平成18年にインキュベーション施設が開設されており、今後、相鉄いずみ野線延伸計画と併せて、新たな都市機能の集積が望まれている。

これらを踏まえ、健康の森の貴重な谷戸環境や緑地空間を恒久的に保全しつつ、都市機能の集積を図るための検討を行うことを目的とし、地域住民、自然保護団体、慶應義塾大学及び有識者で構成される健康の森あり方検討会を設置した。

平成22年8月には、健康の森基本構想が策定され、その後、より具体的な計画として健康の森基本計画の策定に関する事項の調査、検討を行うため、健康の森あり方検討会の下部組織として健康の森基本計画検討部会を設置した。

検討部会では、自然環境の保全手法や地域活性化に資する施設整備、維持管理のあり方について、地域の方々と自然保護団体の方々が協働して、幅広く検討を行い、その内容について、健康の森あり方検討会で審議を行いながら、健康の森基本計画の策定を行った。

本計画は、これらの経緯の中で、地域の方々と自然保護団体の方々の意見を踏まえて策定されたものである。

目 次

1. 対象地の概要	1
2. 計画条件の整理	2
(1) 関連計画	2
(2) 基本構想	3
(3) 植生管理計画.....	7
3. 基本計画	8
(1) 健康の森基本計画図.....	8
1) 健康の森基本計画.....	8
2) 部分詳細計画.....	10
(2) 健康の森における緑地保全手法.....	14
1) 緑地保全の方向性.....	14
2) 緑地保全の手法.....	14
3) 民有地の管理について.....	15
4) 今後の課題.....	17
(3) 地域活性化に資する施設整備計画.....	19
1) 地域活性化に向けた目標と方向性について.....	19
2) 地域活性化に資する施設整備.....	24
(4) 健康増進プログラム.....	25
1) 全体方針.....	25
2) 健康増進プログラム.....	25
(5) 健康の森における管理運営計画.....	27
1) 全体管理方針.....	27
2) 各ゾーンの管理方針.....	28
3) 希少種の保護・保全方針.....	32
4) 管理運営体制の方針.....	35
4. 計画課題	36
5. 検討の経緯	37

1. 対象地の概要

本計画の対象区域は、湘南台駅の西方約 3.5km に位置する面積約 33ha の「健康の森」整備事業区域内及びその周辺地域であり、全域が市街化調整区域となっている。

対象地の南側には、慶應藤沢イノベーションビレッジや慶應義塾大学看護医療学部等の施設が立地している。

対象地は細長い谷底面と斜面緑地の谷戸地形となっており、谷戸の最も低い地点の標高が約 20m、斜面頂部は標高が約 40mとなっており、高低差は約 20mとなっている。

植生は、斜面部にコナラ群集、竹林が広く分布し、竹林が拡大傾向にある。また、一部では、シラカシアカガシ群落、広葉樹からなる屋敷林の跡もみられる。谷戸の湿地帯には、耕作放棄地に成立したヨシ群落と草地在り広くみられる。



2. 計画条件の整理

(1) 関連計画

健康の森の上位計画等の関連計画を以下に示す。

関連計画等			関連テーマ	緑地の配置・みどりのネットワークの方針	谷戸・緑地等保全年方針	都市整備・施設整備方針
神奈川県	神奈川みどり計画	2006年3月	・川をふちどるみどりの泉（相模川緑化域）	・相模川と段丘斜面緑地を軸とした、平地林・農地・中小河川などの多様な水とみどりの一体的な保全・創出と活用を図るエリア		
藤沢市	マニフェスト 2008	2007年5月	・三大谷戸の保全（遠藤笹窪谷戸） ・「健康と文化の森」構想の促進	・みどりを横断的、広域的に保全していくため周辺自治体と連携したネットワークづくりを進める	・貴重種であるオオタカの営巣地である「遠藤笹窪谷戸」を市内に広がる田園景観や優良農地の緑地空間を含め、自然ネットワークとして保全	・神奈川県や大学、さらには鉄道事業者などの関係機関とも協力しながら、高度医療施設の誘致や相鉄いずみ野線延伸など「健康と文化の森」構想の実現に向け積極的に取り組む ・慶応義塾大学に隣接する遠藤笹窪谷の多様な自然環境を保全しながら、地元住民とも協力し、地区計画制度の導入などによって、この地域周辺を文化学園都市として整備
	新総合計画	2011年4月	・豊かな自然環境と地域資源を守り発展させ、次世代に継承するまち	・川名、石川丸山、遠藤笹窪緑地などの里山や谷戸、身近な緑地を保全・再生する仕組みづくりと、多様な生物・植物が生息する河川環境、北部を中心とした田園環境、湘南海岸の持つ豊かな自然環境の維持・保全していく	・自然豊かな田園環境の維持・保全の推進 ・多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生の推進 ・谷戸や緑地等自然環境の保全・再生の推進	・「健康と文化の森」における高度医療機能等の都市機能の集積と充実を図る ・相鉄いずみ野線の湘南台駅以西への延伸の検討
	都市マスタープラン	2011年3月	・新たな時代を拓く「健康と文化の森」を創造し、人と自然がいきづくまち”夢のあるまち遠藤をめざす	・新たな緑地空間の創出等を通じてネットワーク化をすすめます。水と緑の空間は、生物多様性の維持・保全の場であり、防災、骨格的な都市景観、海風・陸風を市街地に運ぶ道、レクリエーション空間、農産物の生産の場、教育の場、広域観光等の重要な資源等といった役割を担っており、これらの自然空間の維持・充実をすすめる	・川名清水、石川丸山、遠藤笹窪の3つの谷戸は、都市との共生をはかりながらこれまでの経緯や今後の活用方針を踏まえ、それぞれに適した形で保全につとめる	・「健康の森」では、自然環境の保全をはかりながら、都市機能の導入に向けた利活用の方向性の検討及び整備促進をはかる ・健康医療施設等、地域の活力増進機能を備えた施設の立地誘導をはかる
	西北部地域総合整備マスタープラン	2005年6月	・農・工・住が共存する環境共生都市		・西北部地域に残る自然環境資源は、藤沢市の都市環境構成上の重要な要素であり多面的な利用と保全を進める	・重点プロジェクトに「健康と文化の森」が位置づけられる ・新産業や文化、医療等の面で、新しい藤沢の活力創造に資する拠点に位置づけられる
	緑の基本計画	2011年7月	・都市機能の集積をはかる区域と保全を基調とすべき区域などの棲み分けをはかる		・高度医療施設の誘致など、都市機能の集積をはかる区域と、里地里山景観や貴重な生きものの生息空間である緑地環境など、保全を基調とすべき区域などの棲み分けをはかり、貴重な谷戸環境や緑地空間を保全しつつ、自然環境の保全・再生・活用などの計画を進める。	
	ビオトープネットワーク基本計画	2007年5月	・保全型ビオトープ核エリアに位置づけ	・田園地帯にふさわしい「都市拠点：健康と文化の森地区」における新しい都市環境と共生したビオトープネットワークを目指す	・高度医療施設をはじめとする都市機能集積に際し、谷戸の地形や自然環境に配慮し、周辺環境との共生を目指す	
	周辺市町	茅ヶ崎市みどりの基本計画	2009年7月予定	・周辺市町とのみどりのネットワーク形成	・本市の周辺市町である藤沢市、平塚市、寒川町とのみどりのネットワークを形成することで、生態系ネットワークや景観形成などの広域的なみどりのネットワークを効果的に形成することを目指す	
その他	慶応義塾大学看護医療学部建設事業に関わるオオタカ保護についての見解書	2000年2月	・オオタカが生息できる環境を保全することを前提に自然環境の質を高める	・オオタカに影響が少なくなるような配置とする	・バッファゾーン・中心域及び高利用域については、オオタカの生息環境保全を前提とした土地利用に努める ・事業計画地内の建物以外の場所は可能な限り里山環境を目標として自然を復元する ・営巣中心域中心部については、建造物の建設を避け現状維持とする ・里山環境維持のための森林管理を行う ・谷戸構造の維持 ・グラウンドの使用制限	

(2) 基本構想

平成 22 年 8 月に策定された健康の森基本構想は、健康の森あり方検討会での議論、また地域の方々との意見交換会（2 回開催）により、多くの意見、要望を頂き、それらを踏まえ策定したものである。本構想は、今後の健康の森の保全と利活用の方針を示すものであり、主に、「自然環境の保全と利活用の方針」、「ゾーニング図」、「広域レベルのフットパス※について」を示している。

「自然環境の保全と利活用の方針」では、対象地の現況特性と課題を踏まえた上で、対象地における大きなテーマを設定して、それぞれのテーマを自然環境の保全、利活用、協働・連携などの取り組みの方針ごとに整理し、具体的対応策（例）を明記した。

「ゾーニング図」では、健康の森の環境特性をもとにゾーン区分を行い、現況特性および課題を踏まえて検討したゾーンごとの保全方針と利用方針を明記した。

「広域レベルのフットパスについて」では、健康の森のみならず、その周辺の地域資源を一体的に利用するにより、さらなる地域振興を図るため、考えられる広域なフットパスのルートを一例として設定した。

これらの基本構想の内容を次頁に示す。

※フットパスとは

「フットパス」とは、イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”である。

イギリスではフットパスが国土を網の目のように縫い、国民は積極的に歩くことを楽しんでいる。

近年、日本においてもさまざまな地域において、各々の特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されてきている。

大きなテーマ（キーワード）

- ①周辺地域とのみどりのネットワーク形成
- ②谷戸環境の保全・再生
- ③オオタカなど貴重な動植物が生息できる環境の保全
- ④周辺環境と調和した地域活力に資する施設整備
- ⑤健康的な生活を支える豊かな自然環境の保全・活用
- ⑥環境教育の場として活用できる森づくり
- ⑦周辺地域資源の一体的活用
- ⑧多様な主体と連携した森づくり
- ⑨管理に向けた管理体制の構築

自然環境の保全について

①周辺地域とのみどりのネットワークの形成

- ・ 田園、緑地（少年の森、文化の森など）、河川（小出川など）とのネットワーク形成
 - ・ みどりのネットワークの核としての三大谷戸、緑の拠点として保全
 - ・ 周辺自治体と連携した保全
- 【具体的対応策（例）】 樹林と周辺農地との連続性の担保

②谷戸環境の保全・再生

- ・ 貴重な動植物等に配慮した保全
 - ・ 元水田の湿地帯の利用
 - ・ かつての谷戸景観の復元。ふるさとの風景との共生
- 【具体的対応策（例）】

微地形や水環境、光環境などの立地ポテンシャルを把握した上での植生管理計画の立案・管理の実施、管理された環境を好む種と管理されていない環境を好む種の両方の動植物に配慮した保全計画の立案・管理の実施、湿地環境の再生、水田利用、雑排水対策

③オオタカなど貴重な動植物が生息できる環境の保全

- ・ 生物が生き長らえる環境を保全
 - ・ オオタカの生息環境保全を前提とした土地利用
- 【具体的対応策（例）】

希少種の保護・保全、広域的見地（周辺農地などを含む）からのオオタカ生息域の保全・共生

利活用について

④周辺環境と調和した地域活力に資する施設整備

- ・ 活用して良い場所とそれ以外の範囲の住み分け
 - ・ 自然と一体となった施設の配置
 - ・ 生きものと人との共生
- 【具体的対応策（例）】
湿地環境の再生、造成地の利活用、散策路の簡易整備、病院施設と自然との共生、農産物の直売施設など

⑤健康的な生活を支える豊かな自然環境の保全・活用

- ・ 健康または医療をキーワードとした関わり
 - ・ 将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりを育む健康増進施設の導入
- 【具体的対応策（例）】
散歩や森林浴などの健康プログラムの検討、PRの充実

⑥環境教育の場として活用できる森づくり

- ・ 環境教育の場として活用できる森づくり
- 【具体的対応策（例）】
慶応大学と市民・行政・ボランティアの連携による環境教育プログラムの検討、自然資源の発掘

⑦周辺地域資源の一体的活用

- ・ 自然環境や景観を楽しむことができる散策路（フットパス）の設定
- 【具体的対応策（例）】
自然・文化・歴史的資源の発掘による散策ルートの設定・案内施設・PRの充実、周辺地域と一体となった地域振興施策の実施（直売所やレストランとの連携）

取り組みの方針 ～協働・連携による事業推進～

⑧多様な主体と連携した森づくり

- ・ 地元住民との協力
 - ・ 神奈川県や大学などの関係機関との協力（高度医療施設の誘致や相鉄いずみ野線延伸など）
- 【具体的対応策（例）】
市民・大学・ボランティア等が連携できる仕組みづくり、事業経緯の公表

⑨管理に向けた管理体制の構築

- ・ 専門家を含めて、管理計画と管理方針を立案
 - ・ 管理者同士が集まり管理方針を確認
 - ・ 市による（仮称）「健康の森を育てる会」の立ち上げ
 - ・ 地域の方の意見を聞く
 - ・ ボランティアの参加
 - ・ 環境モニタリング体制の構築
- 【具体的対応策（例）】
地域住民等の管理に関わる団体の協議会の設置、植生管理計画の策定、ボランティアの充実（団体創設、リーダー養成等）

ゾーニング図

①樹林部：約 17.9ha

■保全方針

- ・希少種等を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で管理計画を立案し、保全管理を行います。
- ・源頭部や湿地との推移帯、林縁部に希少種が多いため、人の影響を抑え、水環境と林縁部の保全を図ります。
- ・湧水ポイント付近は、植生管理を行うなど、光環境の改善を図ります。
- ・健康の森と周辺の農地のつながりを確保し、哺乳類などの生息地の連続性（みどりのネットワーク）を担保します。
- ・竹林を活用した炭焼き活動等により、竹林を適正に管理します。
- ・谷戸景観を構成する連続した斜面樹林を確保します。
- ・周辺農地と一体となった樹林を保全します。
- ・オオタカの生息環境を保全します。

■利用方針

- ・既存の散策路を活用した散策路（フットパス）の設定を行い、案内板の設置などの利用サービスを向上し、自然環境や景観を楽しむことができますようにします。
- ・散歩や森林浴などの健康プログラムを検討し、豊かな自然環境を保全して活用します。
- ・散策路沿いは多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。

④湿地（源頭部）：約 1.3ha

■保全方針

- ・谷戸の湿地環境の中で最も重要な場所であるため人の影響を抑え、生物多様性の保全と水環境の保全を図ります。
- ・樹林部と一体となって樹林との推移帯と小川沿いの保全を図ります。
- ・谷戸の谷底部の見通しを確保し、優れた谷戸景観の連続性（奥行）を確保します。
- ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。

■利用方針

- ・散策路沿いは多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。

⑤湿地（横断道下部）：約 0.5ha

■保全方針

- ・ヨシ原に依存する生きものの重要な場所であり、両生類の湿地環境として優れているため、現況を維持しながら適度に開放水面の確保等、水環境の保全に配慮するとともに、樹林部と一体となって樹林との推移帯と小川沿いの保全に配慮します。
- ・谷戸景観の確保に配慮します。
- ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。

■利用方針

- ・散策路沿いは多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。

第二期整備区域：約 23.7ha

③造成宅地：約 0.8ha

②農地：約 1.0ha

⑥造成部（上部）：約 1.2ha

■保全方針

- ・外来種を駆除し、健康の森唯一の広がりのある草地環境を活かして現況に配慮します。
- ・水路際は、水生生物の生息環境として湿地部と同様、現況の保全に配慮します。
- ・谷戸景観の確保に配慮します。
- ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。

■利用方針

- ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりや自然環境や谷戸景観を楽しむことができる散策路（フットパス）の一部として活用します。
- ・高度医療施設予定地であり、セラピー機能を充実します。

⑦旧グラウンド：約 1.0ha

■保全方針

- ・現況の水路際の水環境に配慮します。
- ・谷戸景観の確保に配慮します。

■利用方針

- ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりや自然環境や谷戸景観を楽しむことができる散策路（フットパス）の一部として活用します。
- ・高度医療施設予定地であり、セラピー機能を充実します。

■その他

- ・暫定的な利用については、地元からイベント用の駐車場や、サッカーグラウンド、ゲートボール場などのスポーツ広場としての要望があるため、オオタカの生息環境等への影響を評価しつつ検討します。

①-2 樹林部：約 4.1ha

■保全方針

- ・病院の建設予定地になっており、施設を整備する際には、斜面林と林縁の水環境に生育・生息する動植物の保全に配慮・注意します。
- ・周辺環境と一体となった斜面樹林であるため、施設を整備する際には、周辺地域からの景観に留意して保全に配慮します。

■利用方針

- ・高度医療施設の誘致を図ります。

⑧隣接樹林地：約 2.4ha

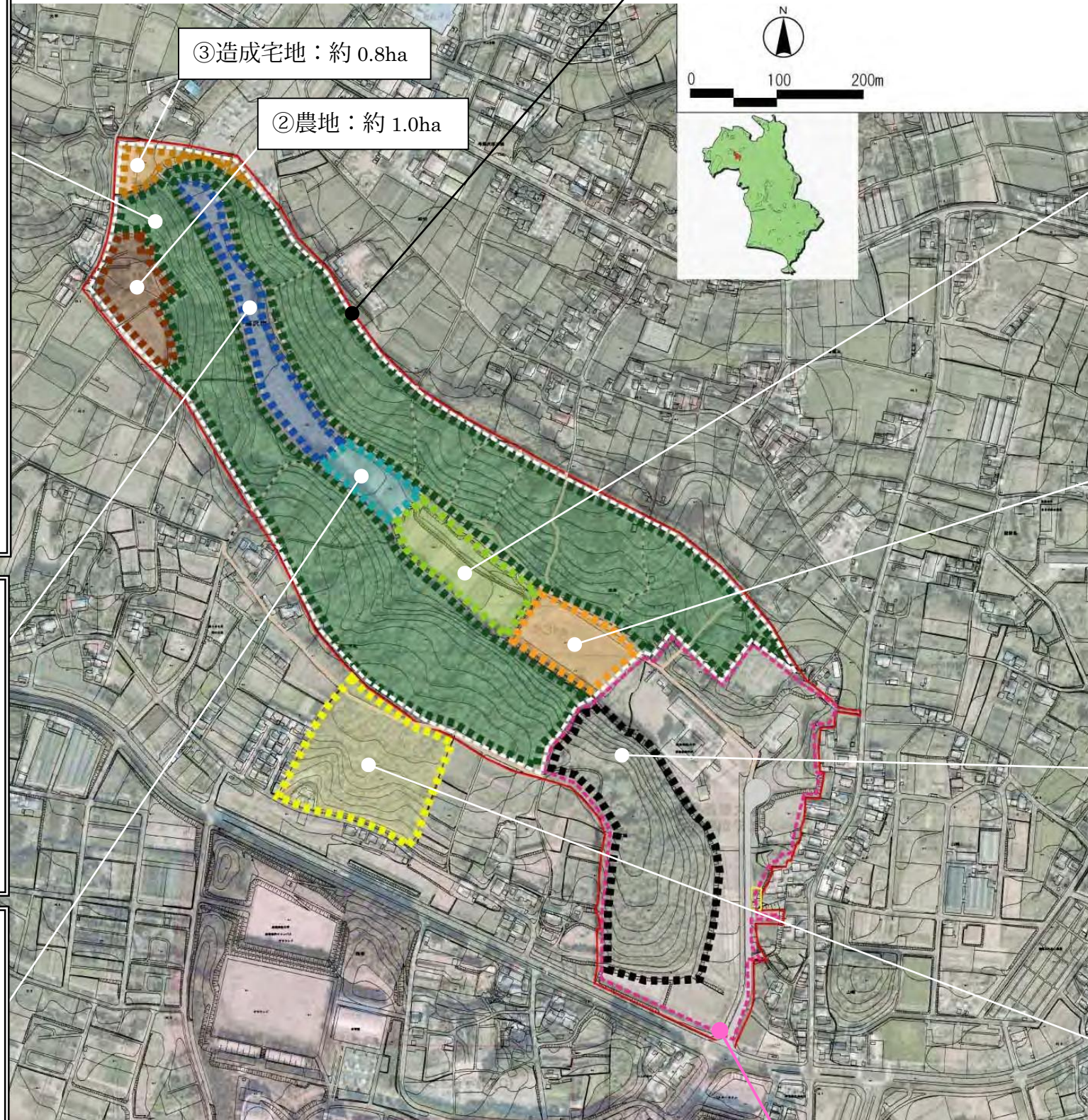
■保全方針

- ・オオタカの生息環境を保全するため、樹林部と一体として保全に配慮します。
- ・オオタカの生息環境を保全するため、樹林の担保を検討します。
- ・周辺環境と一体となった斜面樹林であるため、周辺地域からの景観に留意して保全に配慮します。

■利用方針

- ・事業用地外であるため、原則利用は行いません。

第一期整備区域：約 9.3ha



広域レベルのフットパスについて



《広域レベルのフットパス設定の視点》

- ・ 人と自然の共生を考え、健康の森周辺の自然と農業を連続して楽しめる設定としている。
- ・ 起終点は、地域活動の中心となっている御所見市民センターやバス停としている。

表示	内容
	自然と農を楽しむルート1
	自然と農を楽しむルート2
	みどりと農を楽しむルート
	歴史を楽しむルート1
	歴史を楽しむルート2

- ・ 広域レベルのフットパスは、健康の森と周辺の地域資源を一体的に利用することで、地域振興に寄与することを目的に設定したものである。
- ・ 広域レベルのフットパスは一例であり、考え方を示したものである。
- ・ 具体的なルート設定については、将来的な案内板の設置などの必要性を含めて、遠藤地域経営会議などの地元組織が中心となって検討を進められることを期待するものである。

(3) 植生管理計画

健康の森では、動植物を網羅的に把握した調査を過去実施している※。また、希少な野鳥の営巣環境を保全するため、平成 19 年度に森林管理方針（案）を策定している（検討会などの外部組織によるものではない）。

森林管理方針（案）では、健康の森地内（33ha）を7ゾーンに区分し、目標像、管理方針、植生タイプ、管理内容、面積を示している。また、モニタリング調査を実施し、順応的管理を行う森林管理のフローを示している。

本計画においては、基本構想および、基本計画策定検討内容、自然的条件や社会的条件の変化を踏まえ、当植生管理計画を基礎情報として参考にしている。

※過去の動植物調査資料（オオタカ調査除く）

- ・平成8年度 「健康の森」自然環境調査業務委託報告書（平成9年3月）
- ・平成9年度 「健康の森」自然環境調査業務委託報告書（平成10年3月）
- ・平成17年度 健康の森オオタカ調査業務委託報告書（平成18年3月）

3. 基本計画

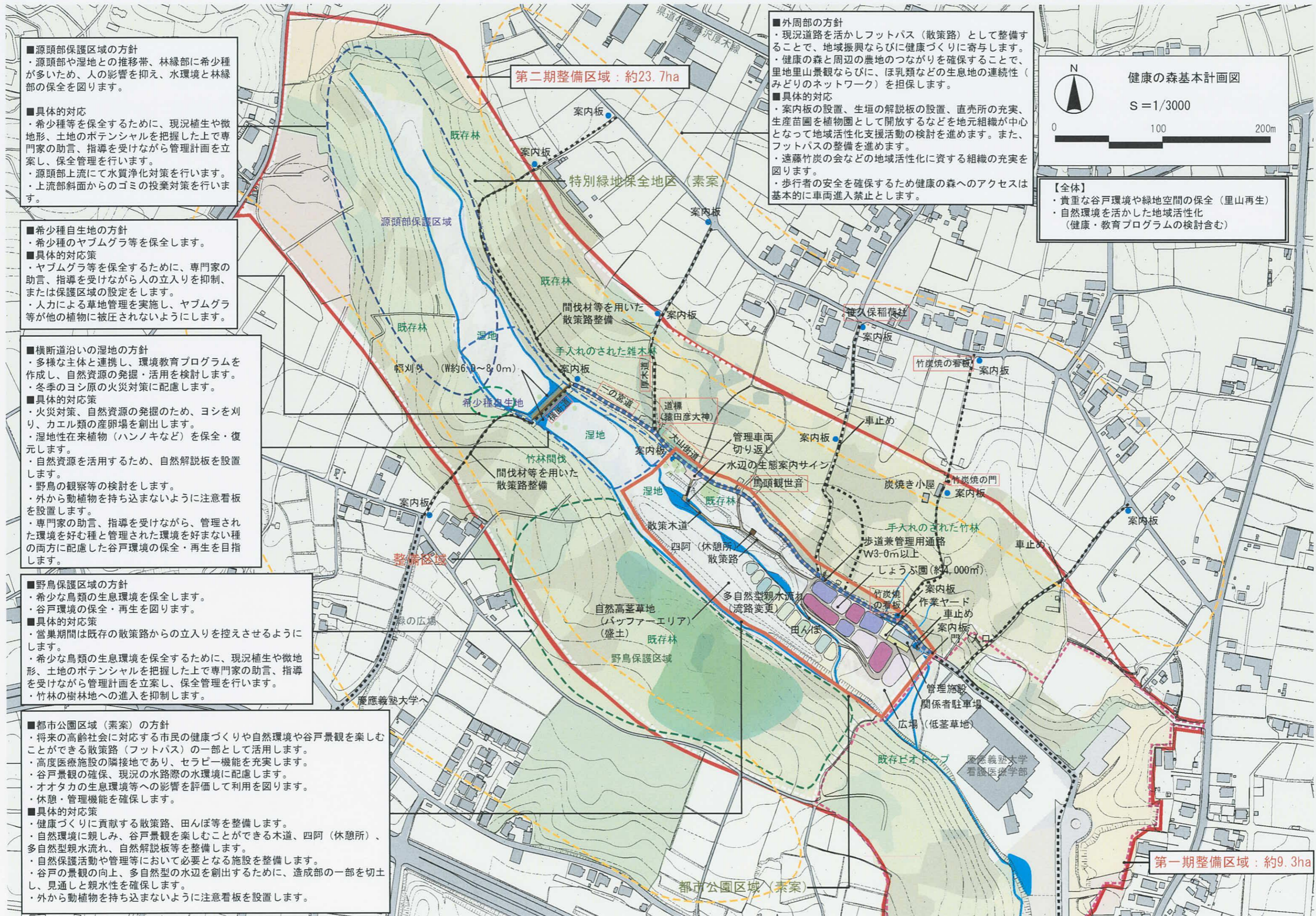
健康の森の全体計画を次項の「健康の森基本計画図」に示す。また、特に詳細の計画が必要な範囲である都市公園区域（素案）および横断道については、部分詳細計画を示している。

さらに、基本計画として、健康の森全体の自然環境の保全と自然環境を活かした地域活性化策をバランス良く発揮し、かつ実効性の高い計画とするために、緑地保全手法、施設整備計画、健康増進プログラムを示している。また、今後の適正な管理運営に向けて、管理運営計画を示している。

（1）健康の森基本計画図

1) 健康の森基本計画

全体およびエリアごとの方針と、エリアごとの具体的対応を示した「健康の森基本計画図」を次項に示す。



■源頭部保護区域の方針
 ・源頭部や湿地との推移帯、林縁部に希少種が多いため、人の影響を抑え、水環境と林縁部の保全を図ります。
■具体的対応
 ・希少種等を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
 ・源頭部上流にて水質浄化対策を行います。
 ・上流部斜面からのゴミの投棄対策を行います。

■希少種自生地の方針
 ・希少種のヤブムグラ等を保全します。
■具体的対応策
 ・ヤブムグラ等を保全するために、専門家の助言、指導を受けながら人の立入りを抑制、または保護区域の設定をします。
 ・人力による草地管理を実施し、ヤブムグラ等が他の植物に被圧されないようにします。

■横断道沿いの湿地の方針
 ・多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。
 ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。
■具体的対応策
 ・火災対策、自然資源の発掘のため、ヨシを刈り、カエル類の産卵場を創出します。
 ・湿地性在来植物（ハンノキなど）を保全・復元します。
 ・自然資源を活用するため、自然解説板を設置します。
 ・野鳥の観察等の検討をします。
 ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。
 ・専門家の助言、指導を受けながら、管理された環境を好む種と管理された環境を好まない種の両方に配慮した谷戸環境の保全・再生を目指します。

■野鳥保護区域の方針
 ・希少な鳥類の生息環境を保全します。
 ・谷戸環境の保全・再生を図ります。
■具体的対応策
 ・営業期間は既存の散策路からの立入りを控えさせるようにします。
 ・希少な鳥類の生息環境を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
 ・竹林の樹林地への進入を抑制します。

■都市公園区域（素案）の方針
 ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりや自然環境や谷戸景観を楽しむことができる散策路（フットパス）の一部として活用します。
 ・高度医療施設の隣接地であり、セラピー機能を充実します。
 ・谷戸景観の確保、現況の水路際の水環境に配慮します。
 ・オオタカの生息環境等への影響を評価して利用を図ります。
 ・休憩・管理機能を確保します。
■具体的対応策
 ・健康づくりに貢献する散策路、田んぼ等を整備します。
 ・自然環境に親しみ、谷戸景観を楽しむことができる木道、四阿（休憩所）、多自然型親水流れ、自然解説板等を整備します。
 ・自然保護活動や管理等において必要となる施設を整備します。
 ・谷戸の景観の向上、多自然型の水辺を創出するために、造成部の一部を切土し、見通しと親水性を確保します。
 ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。

■外周部の方針
 ・現況道路を活かしフットパス（散策路）として整備することで、地域振興ならびに健康づくりに寄与します。
 ・健康の森と周辺の農地のつながりを確保することで、里地里山景観ならびに、ほ乳類などの生息地の連続性（みどりのネットワーク）を担保します。
■具体的対応
 ・案内板の設置、生垣の解説板の設置、直売所の充実、生産苗圃を植物園として開放するなど地元組織が中心となって地域活性化支援活動の検討を進めます。また、フットパスの整備を進めます。
 ・遠藤竹炭の会などの地域活性化に資する組織の充実を図ります。
 ・歩行者の安全を確保するため健康の森へのアクセスは基本的に車両進入禁止とします。

健康の森基本計画図
 S=1/3000
 0 100 200m
【全体】
 ・貴重な谷戸環境や緑地空間の保全（里山再生）
 ・自然環境を活かした地域活性化（健康・教育プログラムの検討含む）

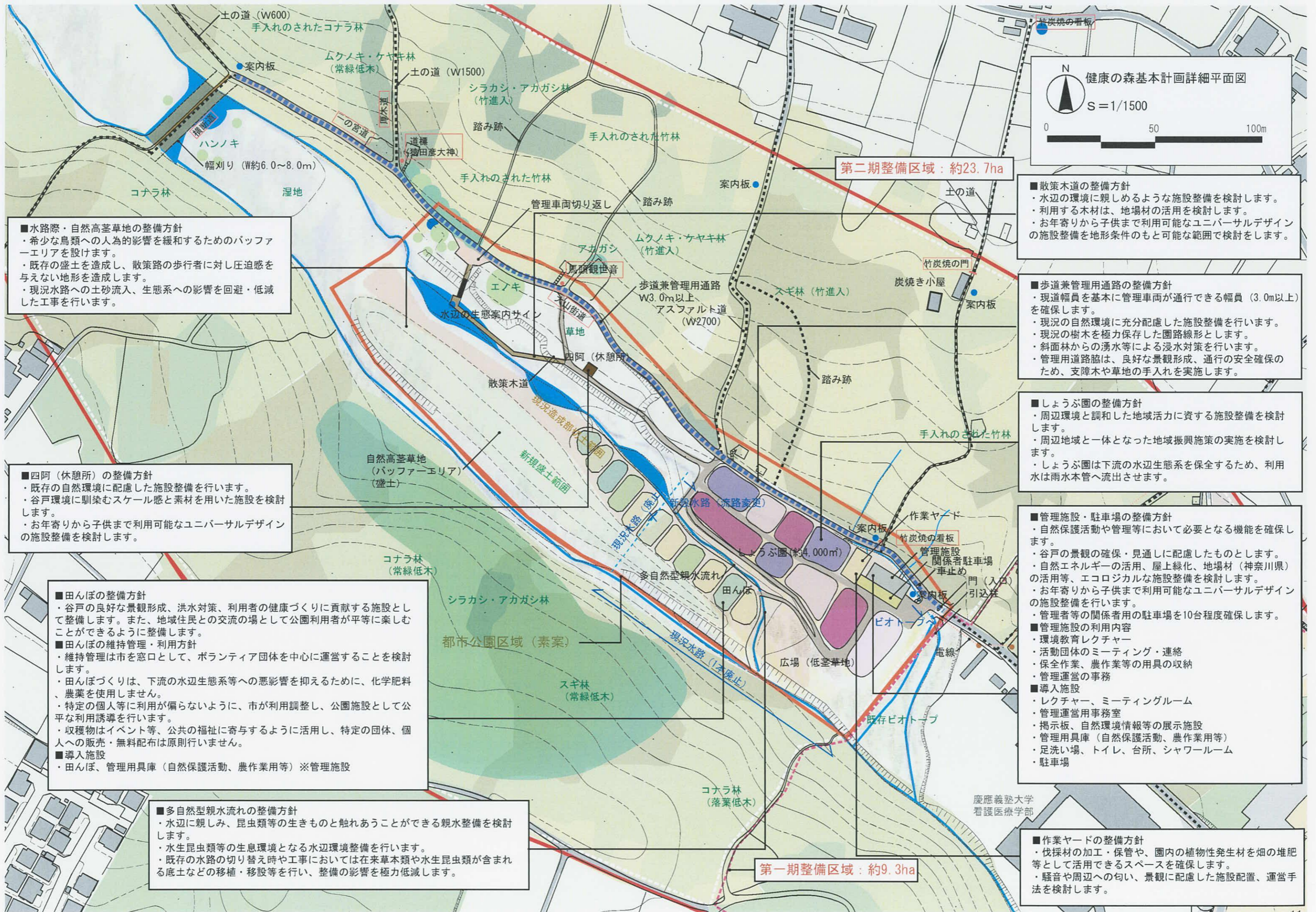
第二期整備区域：約23.7ha

第一期整備区域：約9.3ha

2) 部分詳細計画

特に詳細の計画が必要な範囲である都市公園区域(素案)および横断道の計画を次項に示す。

都市公園区域(素案)の計画は、区域内で配置計画された施設等の整備方針を示した「健康の森基本計画詳細平面図」と、田んぼ部の詳細を示した「田んぼ部横断図、縦断図」を示す。また、横断道については、横断道沿いの湿地の方針と、具体的対応策を示した「横断道の方針」を示す。



健康の森基本計画詳細平面図
 N
 S=1/1500
 0 50 100m

■水路際・自然高茎草地の整備方針
 ・希少な鳥類への人為的影響を緩和するためのバッファエリアを設けます。
 ・既存の盛土を造成し、散策路の歩行者に対し圧迫感を与えない地形を造成します。
 ・現況水路への土砂流入、生態系への影響を回避・低減した工事をを行います。

■四阿(休憩所)の整備方針
 ・既存の自然環境に配慮した施設整備を行います。
 ・谷戸環境に馴染むスケール感と素材を用いた施設を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を検討します。

■田んぼの整備方針
 ・谷戸の良好な景観形成、洪水対策、利用者の健康づくりに貢献する施設として整備します。また、地域住民との交流の場として公園利用者が平等に楽しむことができるように整備します。
■田んぼの維持管理・利用方針
 ・維持管理は市を窓口として、ボランティア団体を中心に運営することを検討します。
 ・田んぼづくりは、下流の水辺生態系等への悪影響を抑えるために、化学肥料、農薬を使用しません。
 ・特定の個人等に利用が偏らないように、市が利用調整し、公園施設として公平な利用誘導を行います。
 ・収穫物はイベント等、公共の福祉に寄与するように活用し、特定の団体、個人への販売・無料配布は原則行いません。
■導入施設
 ・田んぼ、管理用具庫(自然保護活動、農作業用等)※管理施設

■多自然型親水流れの整備方針
 ・水辺に親しみ、昆虫類等の生きものと触れあうことができる親水整備を検討します。
 ・水生昆虫類等の生息環境となる水辺環境整備を行います。
 ・既存の水路の切り替え時や工事においては在来草本類や水生昆虫類が含まれる底土などの移植・移設等を行い、整備の影響を極力低減します。

■散策木道の整備方針
 ・水辺の環境に親しめるような施設整備を検討します。
 ・利用する木材は、地場材の活用を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を地形条件のもと可能な範囲で検討をします。

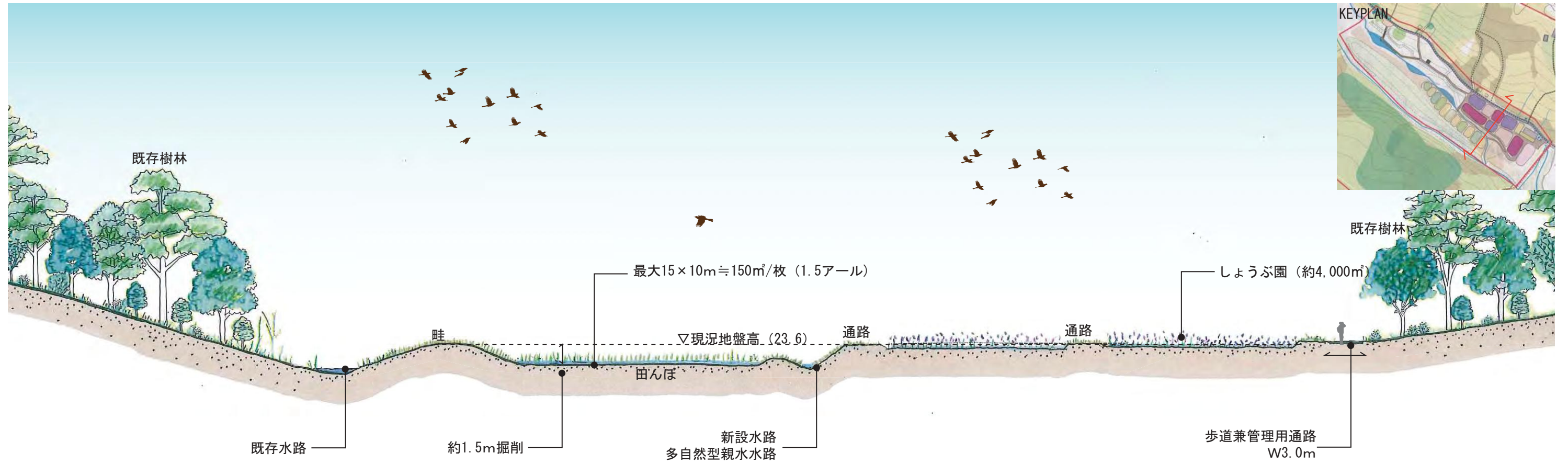
■歩道兼管理用通路の整備方針
 ・現道幅員を基本に管理車両が通行できる幅員(3.0m以上)を確保します。
 ・現況の自然環境に充分配慮した施設整備を行います。
 ・現況の樹木を極力保存した圓路線形とします。
 ・斜面林からの湧水等による浸水対策を行います。
 ・管理用道路脇は、良好な景観形成、通行の安全確保のため、支障木や草地の手入れを実施します。

■しょうぶ園の整備方針
 ・周辺環境と調和した地域活力に資する施設整備を検討します。
 ・周辺地域と一体となった地域振興施策の実施を検討します。
 ・しょうぶ園は下流の水辺生態系を保全するため、利用水は雨水本管へ流出させます。

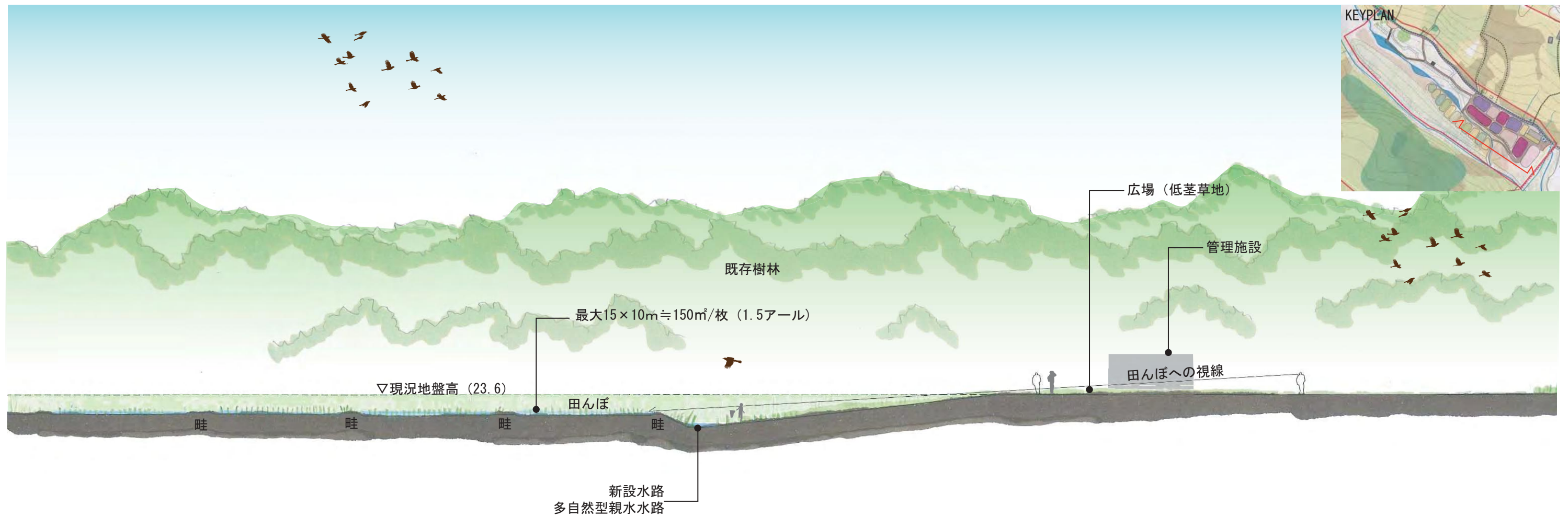
■管理施設・駐車場の整備方針
 ・自然保護活動や管理等において必要となる機能を確保します。
 ・谷戸の景観の確保・見通しに配慮したものとします。
 ・自然エネルギーの活用、屋上緑化、地場材(神奈川県)の活用等、エコロジカルな施設整備を検討します。
 ・お年寄りから子供まで利用可能なユニバーサルデザインの施設整備を行います。
 ・管理者等の関係者用の駐車場を10台程度確保します。
■管理施設の利用内容
 ・環境教育レクチャー
 ・活動団体のミーティング・連絡
 ・保全作業、農作業等の用具の収納
 ・管理運営の事務
■導入施設
 ・レクチャー、ミーティングルーム
 ・管理運営事務室
 ・掲示板、自然環境情報等の展示施設
 ・管理用具庫(自然保護活動、農作業用等)
 ・足洗い場、トイレ、台所、シャワールーム
 ・駐車場

■作業ヤードの整備方針
 ・伐採材の加工・保管や、園内の植物性発生材を畑の堆肥等として活用できるスペースを確保します。
 ・騒音や周辺への匂い、景観に配慮した施設配置、運営手法を検討します。

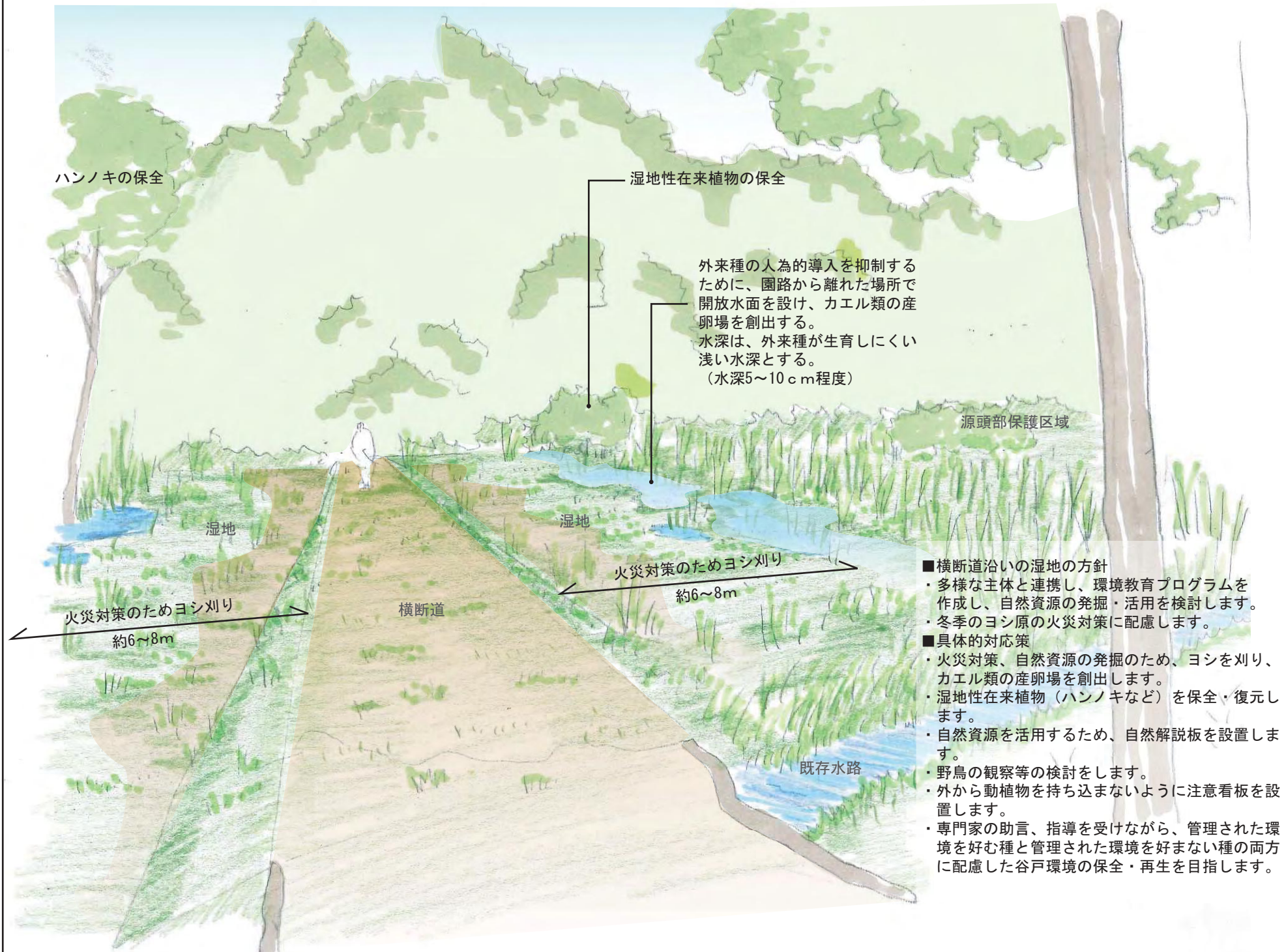
■ 田んぼ部横断図 (S=1:300)



■ 田んぼ部縦断図 (S=1:300)



横断道の方針



- 横断道沿いの湿地の方針
- ・多様な主体と連携し、環境教育プログラムを作成し、自然資源の発掘・活用を検討します。
 - ・冬季のヨシ原の火災対策に配慮します。
- 具体的対応策
- ・火災対策、自然資源の発掘のため、ヨシを刈り、カエル類の産卵場を創出します。
 - ・湿地性在来植物（ハンノキなど）を保全・復元します。
 - ・自然資源を活用するため、自然解説板を設置します。
 - ・野鳥の観察等の検討をします。
 - ・外から動植物を持ち込まないように注意看板を設置します。
 - ・専門家の助言、指導を受けながら、管理された環境を好む種と管理された環境を好まない種の両方に配慮した谷戸環境の保全・再生を目指します。



現状の横断道：全域にヨシ類が繁茂する 2011年6月11日

(2) 健康の森における緑地保全手法

1) 緑地保全の方向性

平成 22 年に策定した「健康の森基本構想」¹⁾では、植生・景観・生物生息状況などの現況特性と課題を踏まえた上で、自然環境の保全と利活用の方針を示している。また、自然環境の保全と利活用の方針ならびに将来土地利用計画を踏まえ、ゾーン毎の保全方針と利用方針を定めたゾーニング図を策定した。本計画においては、健康の森基本構想における緑地保全の方針を前提として、緑地を含む谷戸環境の保全を図るものである。

2) 緑地保全の手法

緑地保全の手法は、自然環境の保全と自然環境を活かした地域活性化策をバランス良く発揮し、かつ実効性の高い計画とするために、法令等にもとづく複数の手法を組み合わせることを検討します。

【考えられる主な施策】*藤沢市緑の基本計画(2011年7月)から抜粋

- 特別緑地保全地区²⁾(都市緑地法)
- 緑地保全地域³⁾(都市緑地法)
- 緑の保全地域⁴⁾(市条例)
- 保存樹林(市条例)
- 都市公園⁵⁾(都市公園法)
- 都市緑地⁶⁾(都市公園法)
- 憩いの森(憩いの森開設規程)
- 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」(県条例)
- みどり基金事業(市条例)
- 緑の広場(市要綱)

(i) 特に自然環境を保全する必要のあるエリア

特に自然環境を保全する必要のある①樹林部(約 17.9ha)、④湿地(源頭部)(約 1.3ha)、⑤湿地(横断道下部)(約 0.5ha)については、都市計画に基づいた緑地保全措置を検討していく。具体的には、特別緑地保全地区(都市緑地法第 12 条)の指定を目標とする。

しかしながら、特別緑地保全地区を都市計画に定める場合は、原則、地権者の同意が前提となる。また、これまでのケースでは面積が 10ha 以上の場合は神奈川県による買取り事案として協議を行ってきたが、法改正により面積に関わらず用地取得は原則市が行うこととなったため、神奈川県における用地取得の了解を得ることは、かなり困難と考える。

そのため、特別緑地保全地区の指定に至るまでの間、市条例による緑の保全地域(藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 12 条)の区域指定の検討や、県条例による里地里山保全等地域あるいは保存樹林制度の活用など、2段階での対応が考えられる。

※特別緑地保全地区の指定による緑地保全上の効果、課題

(効果)

- ・緑地における建築や樹木の伐採などの一定の行為は現状凍結的に制限されることから、緑地を永久的に保全することができる。
- ・土地所有者は相続税や固定資産税などの税制の優遇を受けるメリットがある。

(課題)

- ・将来的な行為不許可に対する土地所有者等からの買取り請求に伴う、緑地買取りのための財源負担が懸念される（国庫補助制度あり）。
- ・建築や木竹の伐採などの行為が許可制となる。

(ii) 自然環境を活かした地域活性化を検討するエリア

自然環境と調和し、施設等の配置により利活用を促進する⑥造成部（上部）（約 1.2ha）、⑦旧グラウンド（約 1.0ha）及び、①樹林部（約 17.9ha）の一部についても、都市計画にもとづいた利活用の促進を検討していきます。具体的には、都市公園（都市緑地など）の指定を検討します。

(iii) エリア区分

別添「緑地保全及び都市緑地区分図」のとおり

3) 民有地の管理について

(i) 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内における管理

特別緑地保全地区及び緑地保全地域内では、市と土地の所有者等との間で、区域や管理方法などのルール等を定めた上で管理協定（都市緑地法第 24 条）を締結することが考えられます。管理協定を締結した場合、緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となり、土地所有者は、土地を所有した状態で、ルールに基づいた管理支援を受けて管理の負担が軽減されます。一方、管理協定を締結する際には土地の所有者等の全員の合意が必要となります。

(ii) その他緑地における管理

特別緑地保全地区及び緑地保全地域以外の緑地においては、市民団体等と土地所有者等との間で、区域や管理方法などのルール等を定めた上で市条例に基づく市民管理協定⁷⁾（藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第 21 条）を締結することが考えられます。市民管理協定を締結した場合、市の支援を受けることができます。また、土地所有者等は、土地を所有した状態で、ルールに基づいた管理支援を受けて管理の負担が軽減されます。一方、市民管理協定を締結する際には土地所有者等の全員の合意が必要となります。

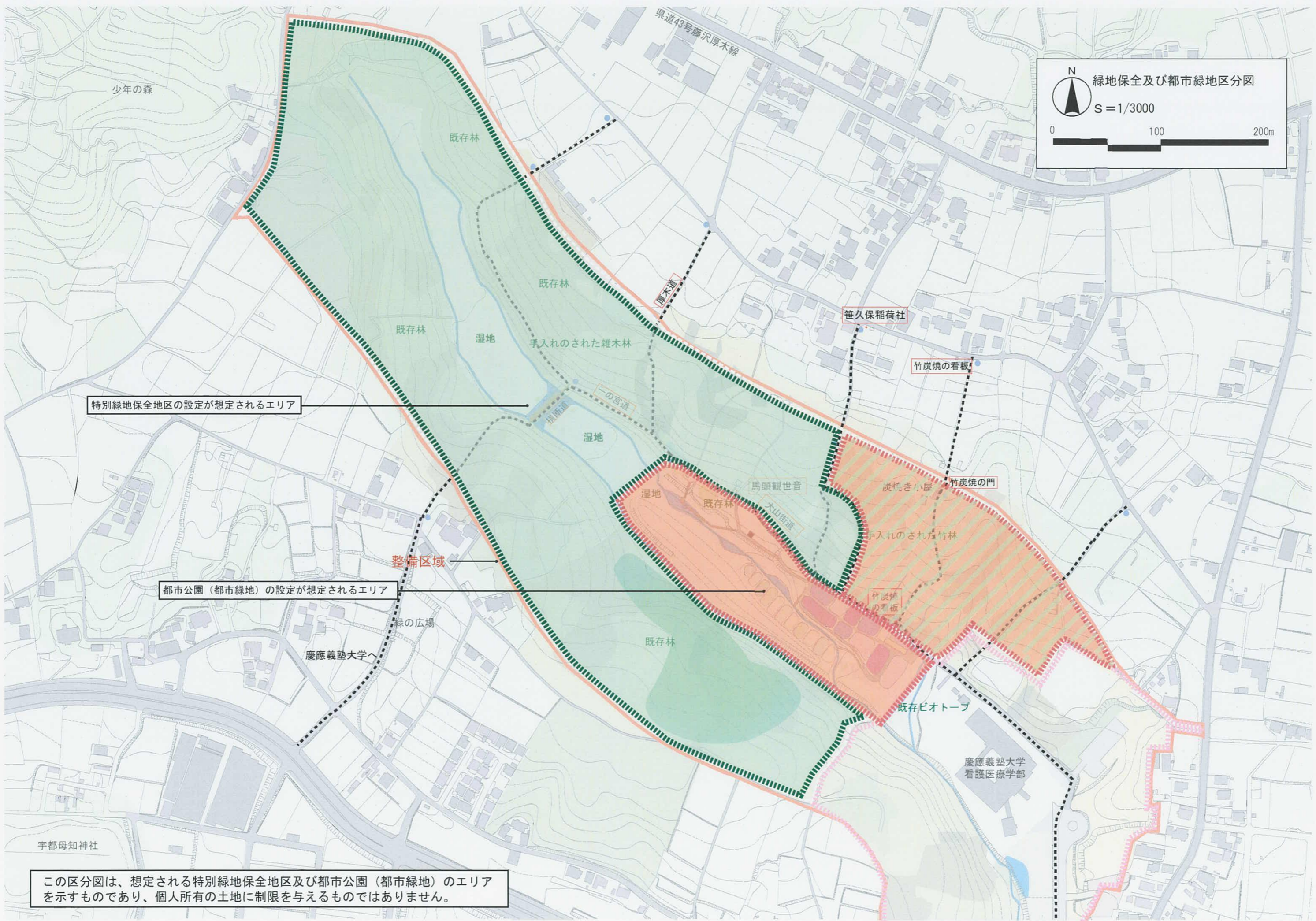
(参考)

里地里山保全地域等協定（神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例）

緑地保全及び都市緑地区分図

S = 1/3000

0 100 200m



特別緑地保全地区の設定が想定されるエリア

都市公園（都市緑地）の設定が想定されるエリア

この区分図は、想定される特別緑地保全地区及び都市公園（都市緑地）のエリアを示すものであり、個人所有の土地に制限を与えるものではありません。

4) 今後の課題

(i) 方向性の明確化と県との調整

特別緑地保全地区の指定において、これまで面積が10ha以上の場合は神奈川県による買取り事案として協議を行ってきたが、法改正に伴い、神奈川県の運用（取り扱い）が変更され、面積に関わらず用地取得は原則市が行うこととなったことから、広域性や緑地の重要性を考慮した上で、神奈川県における用地取得をお願いすることとなる。その場合、指定検討区域および指定理由等を明確にし、関連計画（市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針（整開保）や、総合計画、都市マスタープラン、緑の基本計画等）への位置づけを行うなど市の方針を明確にした上で、神奈川県と調整することが必要である。

(ii) 市と土地所有者等の協議

特別緑地保全地区および緑地保全地域の指定や管理協定、市民管理協定を締結する際には、土地所有者等の合意が必要であるため、健康の森の方向性を定めた上で、市と土地所有者間での協議を進める必要がある。

(iii) 管理組織・体制の構築

管理協定や市民管理協定を締結するにあたっては、管理者が必要となることから、管理組織・体制を構築する必要がある。

(iv) 予算の確保

里山再生管理の維持管理費と併せ、土地所有者からの相続等による土地の買入れの申出に対応することができるように、予算の確保を行う必要がある。

1) 健康の森基本構想の方針

■自然環境の保全と利活用の方針

<自然環境の保全について>

- ①周辺地域とのみどりのネットワークの形成
- ②谷戸環境の保全・再生
- ③オオタカなど貴重な動植物が生息できる環境の保全

<利活用について>

- ④周辺環境と調和した地域活力に資する施設整備
- ⑤健康的な生活を支える豊かな自然環境の保全・活用
- ⑥環境教育の場として活用できる森づくり
- ⑦周辺地域資源の一体的活用

<取り組みの方針～協働・連携による事業推進～>

- ⑧多様な主体と連携した森づくり
- ⑨管理に向けた管理体制の構築

■ゾーニング

- ①樹林地(約 17.9ha)、②農地(約 1.0ha)、③造成宅地(約 0.8ha)、④湿地(源頭部)(約 1.3ha)、⑤湿地(横断道下部)(約 0.5ha)、⑥造成部(上流)(約 1.2ha)、⑦旧グラウンド(約 1.0ha)、⑧隣接樹林地(約 2.4ha)
- 2) 特別緑地保全地区：都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度 例)「引地川特別緑地保全地」、「境川特別緑地保全地区」、「城南特別緑地保全地区」
- 3) 緑地保全地域：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度 例) 現在のところ、他地区での事例はない。
- 4) 緑の保全地域：法等の指定を行うまでの間、条例で保全すべき緑地を緑の保全地域として指定し、土地改変しようとする際には届出を義務付けるなどにより緑地の保全を図っていくことを目的とした制度 例) 川崎市(緑の保全地域)、三浦市(保護地区)、鎌倉市(緑地保全推進地区)、小田原市(緑の環境保全地区) いずれも条例規定
- 5) 都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした制度 例)「茅ヶ崎里山公園」、「舞岡公園」、「生田緑地」、「新治里山公園」等
- 6) 都市緑地は、都市公園の種別の1つ。主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地である。
- 7) 市民管理協定：規則で定める一団の緑地の管理について市民団体等と土地所有者等が協定を締結し管理を行う制度

(3) 地域活性化に資する施設整備計画

1) 地域活性化に向けた目標と方向性について

(i) はじめに

健康の森では、「貴重な谷戸環境や緑地空間の保全」および、「自然環境を活かした地域活性化」の両立が求められている。ここでは、「自然環境を活かした地域活性化」の目標および課題と方向性について整理する。

(ii) 地域活性化に向けた目標

健康の森を含む周辺地域において地域活性化を図るためには、健康の森の自然環境を活かして、他地域との差別化を図った魅力のある地域づくりが必要となる。

また、健康の森だけではなく、周辺地域における経済的波及効果、地域イメージの向上が継続的かつ相乗的に発揮されることが期待される。そこで、健康の森の地域活性化に向けた目標を次のとおり設定し、これらを実現するための課題と方向性の案を以降に示す。

<地域活性化に向けた目標>

- 自然環境を保全・活用した地域ブランドイメージの向上を目指します。
- 健康の森の周辺を含めた地域の魅力を高め、活性化を図ります。
- 市内外から多くのリピーターが来訪できる地域づくりを推進します。

(iii) 地域活性化の課題と方向性

上記の地域活性化に向けた目標を実現化するためには、4つの課題がある。

1つ目の課題は、現在の自然環境等を活かして、地域ブランドイメージを高めるためのブランド戦略検討である。遠藤の竹炭というような地域ブランドはあるものの、より多くの来訪者を呼び込むためには更なるブランドを発掘していく必要がある。

課題を受けた今後の方向性として、現在の健康の森および周辺地域における資源の把握・発掘・評価や、現在の利用者ニーズの把握、ブランド化の検討が考えられる。

2つ目の課題は、地域ブランドイメージを向上し、市内外から多くのリピーターが来訪することができるように、自然環境の保全や施設整備等による魅力の向上を図ることである。健康の森は認知度が低く、森を訪れる人もいるが、繰り返し訪問する人は少ないことから、地域の魅力の向上を図り、リピーターを増やしていく必要がある。

課題を受けた今後の方向性として、環境の整備、散策路（フットパス）の整備、イベント等活動・体験・交流の場の提供が考えられる。

3つ目の課題は、地域の魅力を伝え、市内外から多くのリピーターが来訪することができるような、効果的な宣伝・PRである。貴重な谷戸景観や緑地空間を保全しているものの、その情報を市内外の人達が共有されていないことから、PRする体制を図っていく必要がある。課題を受けた今後の方向性として、新たな魅力あるネーミングづくりや、現地におけるPR体

制の構築、対外的なPRの実施が考えられる。

4つ目の課題は、上記のブランドの戦略検討、魅力の向上、宣伝PRを推進していくための協働・連携による事業推進である。上記の3つの課題は密接に関連しており、これらを推進するためには、様々な組織との連携を進めるとともに、リーダーなどの人材の確保・育成を図っていく必要がある。

課題を受けた今後の方向性として、地域連携、市民参加・人材確保・人材育成（リーダー、スタッフなど）が考えられる。

次項に詳細の課題を示した「地域活性化の課題と方向性」および「地域活性化に向けた展開図」、今後地域住民などが主体となり展開が期待される「手軽に歩けるフットパス（半日コース）（想定される動線および整備水準）」を示す。

地域活性化の課題と方向性

<地域活性化に向けた目標>

- 自然環境を保全・活用した地域ブランドイメージの向上を目指します。
- 健康の森の周辺を含めた地域の魅力を高め、活性化を図ります。
- 市内外から多くのリピーターが来訪できる地域づくりを推進します。



課題④

協働・連携による事業推進

①地域連携

- 遠藤地域経営会議、NPO法人、ボランティア団体、大学、JA、農家、サークル活動者、小中学校、(社) 藤沢市観光協会、市等の事業連携
- 例)・大学のオープンカレッジ・環境情報技術の活用
 - ・生産苗圃を植物園として開放((社) 日本植木協会の日本列島植木植物園※との連携)
 - ※各社の圃場を活用した公開型の植木植物園(全国で100ヶ所以上)
 - ・美しい農村のまちなみを形成する生垣の案内板の設置(生垣の機能、種類等)
 - ・ボランティアによる地元小学校等を対象とした継続的な自然観察会
 - ・学校教育の一環として、「落ち葉かき」、「どんぐり→植樹」などのカリキュラム導入
 - ・駐車場等の施設利用の協力(イベント時等)
 - ・江の島・藤沢ガイドクラブによる歴史散歩のコースの追加
- コーディネーターの活用(各種専門家)

②市民参加・人材確保・人材育成(リーダー、スタッフなど)

- 人材の募集PR、参加の動機付け(1日体験、谷戸大学の開講等)
- 活動の継続性の確保(開かれた組織、活動の意味の共有、楽しみ、継続教育等)
- 資金の確保(企業協賛、売上げの向上、各種助成金の活用)
- 活動の場の整備(管理施設等)



課題①

ブランド戦略検討

<方向性>

①資源の把握・発掘・評価

- 生物(オオタカ、魚、昆虫、野鳥、草花)
 - 食(里山の恵み(タケノコ、竹炭、シイタケ、米(無農薬、特別な品種)))
 - ひと(炭焼き活動、保全・再生活動、教育活動)
 - 景観(広がりのある谷戸景観、農地と樹林の連続性、富士山への眺望等)
- ※地元、ボランティア等による検討

②現代の利用者ニーズの把握

- 想定される方向性
- 健康志向(散策、森林浴、園芸療法、農作業等)
 - 環境配慮志向(自然体験、環境学習、保全活動等)
 - 文化的志向(野外アート、絵画、写真等)

③ブランド化

- ネーミング(オオタカ等)を付け、付加価値を付ける。
- 農産物のブランド化(特別な品種、無農薬農作物等)
- 歴史を活かしたブランド検討

課題②

魅力の向上

<方向性>

①環境の整備

- 魅力ある谷戸の林・水辺環境づくり(間伐、水辺の多自然化等)
- 里山活動を支える施設整備(管理施設、サイクルドック等)
- 地域の都市インフラ整備(相鉄いずみ野線延伸、道路、排水整備等)

②散策路(フットパス)の整備

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| <計画地内> | <計画地周辺> |
| ○散策路整備
(歩道、木道の草刈り、間伐管理) | ○案内施設整備 |
| ○案内施設整備 | ○農産物直売所の設置 |
| ○休憩施設整備 | ○広域レベルのフットパスの整備
(小出川、茅ヶ崎里山公園等含む) |
| ○竹林の里の活用 | ○土地活用の検討 |

③イベント等活動・体験・交流の場の提供

- 体験する(竹の子掘り、田植え、稲刈り、落ち葉かき、植樹、竹炭祭り、炭焼き活動、環境保全活動、農作業、地域生活文化等)
※一般の者が気軽に主体的あるいは受動的に参加できる場を設け、常時または定期的イベント等を開催する
※フットパスのコースとイベントを組み合わせる
- 食べる(収穫祭、里山祭り等)
- 遊ぶ(水遊び、工作、どんぐり拾い、木登り、落ち葉遊び、昔遊び、案山子づくり、虫取り等)
- 見る・学ぶ(地域ガイド、観察会、花菖蒲、環境学習(学校教育等の実施)、地域の歴史、農業の生産現場や生産者の顔の見える化等)
- 交流する(来訪者と地元住民とのふれあいの場づくり、民家の宿泊)

課題③

宣伝・PR

<方向性>

①新たな魅力あるネーミングづくり

- 公募により、豊かな自然、健康を想起できるネーミング(オオタカ等)を募集

②現地におけるPR体制の構築

- 現地の案内板、掲示板による資源(自然、活動)のPR
- イベント等への参加を通じたPR(農業体験を通じて農産物をPR)
- 現地の観察ガイド、ボランティアによる魅力の発信

③対外的なPRの実施

- パンフレットづくりによるPR
※フットパスの掲載(広域レベルのフットパスと手軽に歩けるフットパス)
※イラストを多く入れ、農業生産者のイラストやコメントを入れて魅力を高める
※自然観察会の日程、見どころや食、体験施設の情報を掲載
※販売(HPにも掲載)することも含めて検討
- 関連団体への加入によるPR
※日本フットパス協会(自治体会員、団体会員有り)、日本エコツーリズム協会(法人会員有り)の会員等
- 広報やミニコミ誌、フリーペーパー(フジマニ、湘南よみうり等)によるイベント等のPR
- HP、ツイッターやフェイスブックなどのITツールによるPR
(ツイッターやフェイスブックでHPに誘導)
- 企業連携による相鉄など車内広告を用いたPR

特別緑地保全地区（素案）

少年の森

樹林エリア

■課題：ブランド戦略検討
 <方向性>
 ○資源の把握・発掘・評価
 ・食（里山の恵み（タケノコ、シイタケ））

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○環境の整備
 ・魅力ある谷戸の林づくり（間伐）
 ○散策路（フットパス）の整備
 ・散策路整備（草刈等）
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・環境保全活動
 ・観察会
 ・環境学習
 ・ドングリ拾い、木登り、落ち葉遊び、虫取り
 竹の子掘り

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・人材の募集PR
 ・活動の継続性の確保

横断道周辺エリア

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○環境の整備
 ・魅力ある谷戸の水辺環境づくり（多自然化）
 ○散策路（フットパス）の整備
 ・散策路整備（草刈等）
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・環境保全活動
 ・観察会
 ・環境学習
 ・虫取り

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・人材の募集PR
 ・活動の継続性の確保

水辺エリア

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○環境の整備
 ・魅力ある谷戸の水辺づくり（多自然化）
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・水遊び
 ・虫取り
 ・観察会（水生生物等）
 ・環境学習

田んぼエリア

■課題：ブランド戦略検討
 <方向性>
 ○ブランド化
 ・農産物のブランド化

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・農作業
 ・収穫祭、里山祭り
 ・環境学習
 ・虫取り
 ・交流の場

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・人材の募集PR
 ・活動の継続性の確保

外周部エリア

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○散策路（フットパス）の整備
 ・歩きやすい歩行空間の創出
 ・案内板の設置
 ・生垣の解説板の設置
 ・直売所の設置

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○地域連携
 ・生産苗圃を植物園として開放

四阿（休憩所）エリア

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○散策路（フットパス）の整備
 ・休憩施設の整備

炭焼き小屋エリア

■課題：ブランド戦略検討
 <方向性>
 ○資源の把握・発掘・評価
 ・食（里山の恵み（タケノコ、竹炭））

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○散策路（フットパス）の整備
 ・竹林の里の活用
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・竹炭祭
 ・炭焼き活動、竹の子掘り

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・人材の募集PR
 ・活動の継続性の確保
 ・資金の確保

しょうぶ園エリア

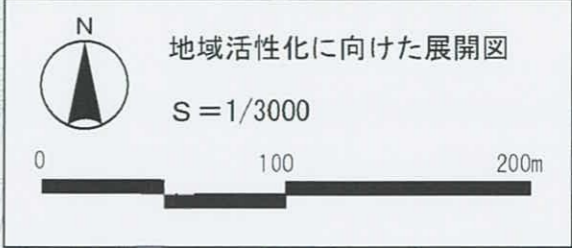
■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・見どころの整備
 ・観察会、花菖蒲
 ・来訪者と地元住民とのふれあいの場

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・人材の募集PR
 ・活動の継続性の確保

管理施設・広場エリア

■課題：魅力の向上
 <方向性>
 ○環境の整備
 ・里山活動を支える施設整備（管理施設・リサイクルヤード等）
 ○イベント等活動・体験・交流の場の提供
 ・環境保全活動
 ・農作業
 ・地域生活文化体験
 ・収穫祭、里山祭り
 ・工作、昔遊び
 ・観察会
 ・環境学習
 ・交流の場

■課題：協働・連携による事業推進
 <方向性>
 ○市民参加・人材確保・人材教育
 ・活動の継続性の確保
 ・活動の場の整備（管理施設等）



※樹林エリアの詳細範囲及び内容は管理計画にて検討します。

【フットパス動線設定の視点】

- ・半日で、健康の森の中の自然および周辺の自然や歴史、農業を楽しめる設定としている。
- ・起終点は、付近に公衆トイレやコンビニエンスストアのある「慶応大学」バス停としている。

■フットパスの考え方

フットパスは、健康の森と周辺の地域資源を一体的に利用することで、地域振興に寄与することを目的に設定したものです。

フットパスの設定にあたっては、多様な来訪者に地域の魅力を広く深く伝え、利用を促進するために、御所見地区や茅ヶ崎市などを含んだ広域レベルのフットパスと健康の森周辺を手軽に歩いて、半日程度で楽しめるフットパスの二通りの考えを設定します。

■広域レベルのフットパスについて

広域レベルのフットパスは、健康の森基本構想の中で方針が位置づけられています。ルートについては、茅ヶ崎山公園や慶応義塾大学キャンパス内などを検討している。今後は、具体的なルート設置や将来的な案内板の設置などの必要性も含めて、遠藤地域経営会議、御所見まちづくり推進協議会などの地元組織が中心となって検討を進めることが期待されています。

■サインの整備方針

①サインの種類について

- ・地域の見所やフットパスルートを案内する総合案内サインを設置します。
- ・フットパスルートの分岐点などを中心に、フットパスルートを案内する方向指示サインを設置します。
- ・竹炭や水辺、美しい生垣など特徴的な場所で来訪者に魅力を案内する竹炭焼サインや水辺の生態案内サイン、生垣案内サインを設置します。

②サインの整備水準について

- ・多様な来訪者にフットパスのルートや地域の魅力を伝えるため、サインの盤面は言語（日本語と英語の併記）、色彩（カラーバリエーション）等に配慮します。
- ・サイン本体に使用する素材は、地域の魅力と調和する木材などの自然素材を使用します。
- ・方向指示サインなど簡易なサインは、イベントなどを通して来訪者とともに制作します。



手軽に歩ける
フットパス(半日コース)
(想定される動線および整備水準)
S=1/5000



■フットパスの方針

- ・フットパスコースは想定されるコースを示しており、具体的なルート設定、サイン整備やサインのデザインについては、地域を主体とした遠藤地域経営会議などの地元組織と連携して検討を進める。
- ・計画地内において散策路を整備・維持する。
※土留による散策路の崩れ対策、草本類繁茂の対処、支障木の整理など
- ・散策路の整備は、来訪者の散策路以外への立ち入りを抑制するなど希少種の保全に配慮したものとす。
※必要に応じて、柵、ロープ、木道などを整備・維持する。
- ・駐車場の確保を検討する。
(健康の森整備区域周辺を含む)
- ・農産物直売所の継続的な運営について検討する。
- ・多様な来訪者に対する地域の魅力案内とフットパスのルート案内を行う。



立ち入りを抑制する施設のイメージ

- 凡例
- 想定されるフットパスルート
 - 農村風景と谷戸の自然を楽しむルート
2.5時間コース(3.1km)
 - 谷戸の自然と歴史、農産物に触れ合うルート
3.5時間コース(5.2km)
 - ※コースタイムは参考です

- 基礎情報
- 🚻 トイレ
 - 🚌 バス停
 - 🏪 コンビニエンスストア
 - 🌲 樹林
 - 🌾 田畑
 - 🌿 美しい生垣
 - 🌳 健康の森整備区域

- フットパスの見所
- 📍 歴史
 - 🍷 農・食
 - 🎪 イベント
 - 👁️ 眺望

- 整備対象
- 方向指示サイン
 - 総合案内サイン
 - 生垣案内サイン
 - 水辺の生態案内サイン
 - 竹炭焼サイン
 - 🔧 散策路に関する整備・維持



総合案内サインのイメージ



方向指示サインのイメージ



水辺の生態案内サインのイメージ



水辺の生態案内サインのイメージ

2) 地域活性に資する施設整備

以下に地域活性に資する活動等と必要となる施設のリストを示す。

活動等と必要な施設のリスト

活動・利用のメニュー		必要な施設・場所	備考
健康の森内			
自然環境の保全	間伐・伐採材の活用	伐採材の加工場、搬出・搬入路	管理用通路W3000
	湿地保全(ヨシ刈り)	湿地	横断道周辺
	オオタカ等の保護	立入り防止柵	
		制札板	
	ミーティング・連絡	ミーティングルーム(管理施設)	
		トイレ(屋外、管理施設)	
		四阿(屋外、休憩所)	
掲示板			
その他作業一般	足洗い場		
	作業用具収納戸(管理施設)		
農体験	農作業	水田	
		作業用具収納戸(管理施設)	
		トイレ(屋外、管理施設)	
		散水栓	
環境教育	レクチャー	レクチャールーム(管理施設)	
	解説	解説板(動植物情報、里山の案内)	
	散策	木道(水辺)	
		安全な散歩道	間伐材の活用
		野鳥観察場	
管理者の事務作業	事務作業	事務室(管理施設)	
		トイレ(管理施設)	
		洗い場・水場(管理施設)	
		駐車場	
	植物管理	作業ヤード(刈り草の堆肥化)	
散策	散策(ルートの確認)	案内板	
	散策(入口の確認)	門(名称表示)	
周辺地域			
散策	散策(ルートの確認)	案内板	
	地域の魅力発信	生垣の解説板	
		日本列島植木植物園参加・看板設置	

(4) 健康増進プログラム

健康の森では、今後、将来の高齢化社会に対応する予防医療や健康増進機能、ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology の略）を活用した医療情報ネットワーク等の構築により、市民がいきいきと暮らせる、健康・予防医療の仕組みづくりを検討することとしている。

そこで本計画では、自然環境を活用して総合的に健康増進機能を充実することを目指し、全体方針と健康増進プログラムを示す。

【基本構想の位置づけ】

○自然環境の保全と利活用の方針

⑤健康的な生活を支える豊かな自然環境の保全・活用

- ・健康または医療をキーワードとした関わり
- ・将来の高齢社会に対応する市民の健康づくりを育む健康増進施設の導入

1) 全体方針

自然環境の保全と利活用を通じて、健康増進機能を充実するための方針を以下に示す。

○自然環境にふれあい気軽に健康づくりができる機会の充実

(フットパス(散策)、森林セラピー(ガイドマップやガイドの導入)、農作業体験等)

○分かりやすく利用しやすい健康情報の発信

(健康状態の見える化(血圧測定等の実施)、カロリー消費量の散策マップ、慶應義塾大学看護医療学部と連携した健康チェック及びヘルスケア、森林セラピーガイドマップ等)

○健康づくり実践のための体制の充実

(森林セラピーガイドの導入、各種イベント開催の主催団体の充実、大学との連携)

2) 健康増進プログラム

(i) 広域レベルのフットパス(散策)の充実

広域レベルのフットパスは、健康の森と周辺地域の重要な構成要素である自然環境や田園景観などの地域資源、或いは、農産物の直売場を有機的にリンクさせることで、地域振興に寄与することが期待されています。

このフットパスを活用して、カロリー消費量の表示、健康増進に資するウォーキング手法の情報を発信することで、気軽に健康づくりができる機会を充実することを目指します。

【フットパスとは】

フットパスは森林や田園景観など地域に昔からある、ありのままの風景を楽しみながら歩くことを主眼としており、新しい観光ツールの一つとして、地域活性化の有力な手段と考えられています。

(ii) 森林セラピーの充実

森林セラピーとは、森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組みである。

森林セラピーを充実するために、健康の森を訪れる利用者に対して、森林浴効果が上がるような散策や運動を現地で案内する森林セラピーガイドや、森林セラピーのイベント活動の充実を目指します。

また、里地里山景観や四季折々の自然に触れることができるように里山の保全・再生管理を実施します。

(iii) 各種イベントの充実

地域住民と小学校や来訪者の交流のもとに、田んぼで米づくりの体験を通じて、体を動かし、収穫物（安全安心な食）を頂くことで心身ともにリフレッシュできるような機会を充実することを目指します。

また、自然観察・体験イベントなどを通じて、みどりの風景や、鳥のさえずり、水の流れる音を楽しみ、リラックス効果が得られるような取組みを推進します。

(iv) 慶應義塾大学看護医療学部との連携

フットパスイベント等の機会を捉え、大学との連携による健康チェックやヘルスケアなどの体験学習を実施します。

【参考】自然環境から得ることが期待される健康増進機能効果

<見る>

- ・ 森の風景を見ることでリラックスすることができる。

<嗅ぐ>

- ・ スギやヒバといった木の香りは血圧や脳の活動を鎮静化させ、怒りや緊張などを緩和させる。
- ・ 大きく深呼吸することで森林に放出されている"フィトンチッド"を取り入れる。(フィトンチッドは雨上りや午前中までに多く取り入れやすいため、午前中が効果的)

<聴く>

- ・ 木立の葉が風に揺れる音や小鳥のさえずり、水の流れる音を聞くことによって、人間の体では、血圧の低下や脳活動の鎮静化などの効果が起こる。

<触る>

- ・ 木の葉や木の幹に直接触れることでくつろいだ感覚や心地よさを感じることができる。
- ・ 巨木に抱きつくことで心を落ち着かせる作用がある。

<味わう>

- ・ 自然の味を楽しむ。
- ・ 季節に応じた森の恵みを堪能することができる。

(5) 健康の森における管理運営計画

健康の森では、「貴重な谷戸環境や緑地空間の保全」および、「自然環境を活かした地域活性化」の両立が求められており、これらを実現化するためには、管理運営の方向性やルール等を検討することが課題となっている。

ここでは、管理の全体方針を示した上で、目標とする環境の異なるゾーンごとに管理方針を示し、その前提となる希少種を対象とした保護・保全方針についても整理する。また、管理方針を実現化していくための管理運営体制の方針を示す。

なお、この管理方針は民有地の使用・活用を制限するものではない。また、実施にあたっては土地所有者の意向を十分聞いた上で、進めるものである。

1) 全体管理方針

管理を実施するにあたっては、基本構想および基本計画図に示す方針を実現化するために、以下の方針をもとに管理を実施する。

- 貴重な谷戸環境や緑地空間を保全します。(里山再生)
- 保全・再生ゾーンではタケ類の樹林地への侵入防止を図り、雑木林等の生物多様性の保全に寄与する植生を保全・再生します。
- 現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案します。
- 管理運営組織内における管理情報の共有化と合意形成に基づいた管理を行います。
- 動植物のモニタリング調査の継続による順応的管理を実施します。

2) 各ゾーンの管理方針

管理のためのゾーニングは、「健康の森基本構想」および「平成 16 年度 健康の森オオタカ調査業務委託（平成 17 年 3 月）」の植生図、過年度に実施された動植物調査等をもとに、大きく以下の 3 つのエリアと 10 のゾーンに区分して示す。「各ゾーンの管理方針図」において、保全・再生・創出などの方向性を踏まえた各ゾーンの植生の特性、管理上の留意点を示す。

(i) ゾーン区分等

①緑地や谷戸などの自然環境として保全するエリア

（里山保全ゾーン、里山再生ゾーン、常落混交林保全ゾーン、里山創出ゾーン、鎮守の森保護・保全ゾーン、野鳥の森保全ゾーン、湿地保全（源頭部）ゾーン、湿地保全（横断道周辺）ゾーン）

②自然環境や谷戸景観を楽しむ場として公園的な土地利用を図るエリア

（谷戸の里再生ゾーン、竹林活用ゾーン）

③周辺環境へ配慮しつつ都市的土地利用を容認するエリア

（第 1 期整備区域）※本計画検討対象外

(ii) ゾーン毎の管理内容及び管理主体

各ゾーンにおいて想定される管理内容及び管理主体は次のとおりである。なお、この内容は想定される管理内容及び管理主体を示すものであり、今後検討が予定されている実現化方策の中で深度化をはかることにより、管理方針や管理主体を定めていくための方向性を示すものである。

■里山創出ゾーン

○想定される管理内容

里山再生のための植樹、遷移誘導、草刈り等

○想定される管理主体

藤沢市と地域との連携

※私有地（農地・駐車場等）のため、用地取得が必要となる。

■湿地保全（源頭部）ゾーン

○想定される管理内容

ヨシ刈り、除草（外来種）、水路管理等

○想定される管理主体

自然環境保護団体、地元組織、NPO 等

■里山保全ゾーン

○想定される管理内容

選択的除草、下草刈り、落ち葉かき、スギ等の間伐・枝打ち、萌芽更新等

○想定される管理主体

自然環境保護団体、地元組織、NPO等

■里山再生ゾーン

○想定される管理内容

里山再生のためのタケ類の間伐、下草刈り、落ち葉かき、スギ等の間伐・枝打ち、萌芽更新等

○想定される管理主体

地元組織、NPO等

■湿地保全（横断道周辺）ゾーン

○想定される管理内容

ヨシ刈り（横断道沿い）、除草（外来種）、浅水域形成・維持、水路管理（浚渫）等

○想定される管理主体

地元組織、自然環境保護団体、NPO等

■野鳥の森保全ゾーン

○想定される管理内容

里山再生のための間伐・枝打ち、萌芽更新、下草刈り等（非繁殖期限定）

○想定される管理主体

自然環境保護団体、地元組織、NPO等（藤沢市含む）

■常落混交林保全ゾーン

○想定される管理内容

タケ類の間伐、下草刈り、落ち葉かき、樹林の間伐・枝打ち、萌芽更新等

○想定される管理主体

地元組織、NPO等

■鎮守の森保護・保全ゾーン

○想定される管理内容

タケ類の間伐、樹林の間伐・枝打ち等

○想定される管理主体

地元組織、NPO等

■竹林活用ゾーン

- 想定される管理内容
 - タケ類の間伐、スギ等の間伐・枝打ち等
- 想定される管理主体
 - 地元組織（遠藤竹炭の会など）、NPO等

■谷戸の里再生ゾーン

- 想定される管理内容
 - 植物管理、施設管理、水田管理、しょうぶ園管理、水辺管理等
- 想定される管理主体
 - 地元組織、NPO等（藤沢市含む）

<ゾーン区分の基準（参考）>

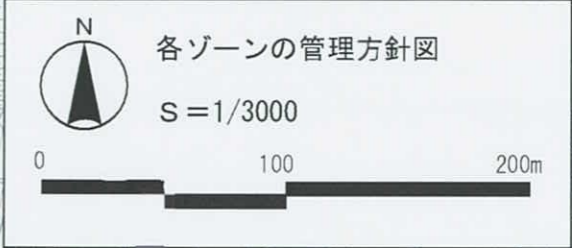
- 健康の森基本構想（ゾーニング図）

- 動物の生育状況
 - ・希少種の有無（オオタカ、フクロウ、ホトケドジョウ、ニホンアカガエル、希少昆虫類等）

- 植生の状況
 - ・希少植物の分布（キンラン、アマナ、エビネ、ヤブムグラ等）
 - ・群落の希少性（ヨシ、ハンノキ等）
 - ・潜在自然植生の有無（アカガシ・シラカシ林）
 - ・自然環境への負の影響（タケ類の侵入）
 - ・現在の管理状況（下草刈り、間伐状況等）

- 土地利用
 - ・造成地、農地、樹林地、竹林等

この管理方針図は、里山再生及び地域活性化の方向性を示すものであり、民有地の使用・活用について制限するものではありません。



■里山創出ゾーン
○植生の特性
・農地や造成地、法面の草地となっている。
○管理上の留意点
・コナラ等の落葉広葉樹を育成管理して、雑木林の創出を検討する。

■湿地保全（源頭部）ゾーン
○植生の特性
・ヨシ等の湿生植物がみられる。
○管理上の留意点
・人の影響を抑え、水環境と林縁環境の保全を図る。
・優れた谷戸景観の連続性を確保する。

■湿地保全（横断道周辺）ゾーン
○植生の特性
・ヨシ等が優占し、一部ハンノキがみられる湿地植生となっている。
○管理上の留意点
・火災対策、自然資源発掘のため、ニホンアカガエル等の産卵場ともなる適度な開放水面を確保し、水環境の保全・再生を行う。
・湿地性在来植物（ハンノキ等）を保全・復元する。
・谷戸景観の確保に配慮する。

■谷戸の里再生ゾーン
○植生の特性
・高茎草本が優占する造成地となっている。
○管理上の留意点
・都市公園の整備後、公園施設として適切な管理を行う。
・ホトケドジョウが生息できる谷戸の水辺・田圃環境に配慮した保全管理を行う。
・希少種を保全するため、現況の水路際の水環境に配慮する。
・谷戸景観の確保に配慮する。

■野鳥の森保全ゾーン
○植生の特性
・エビネやキンランが生育するスギ植林・コナラ林がみられ、希少な生物の営巣環境となっている。
○管理上の留意点
・希少な生物の生息・繁殖環境に配慮した現状維持・保全管理を目指す。
・エビネやキンラン等の希少な動植物の保全を優先した管理を目指す。

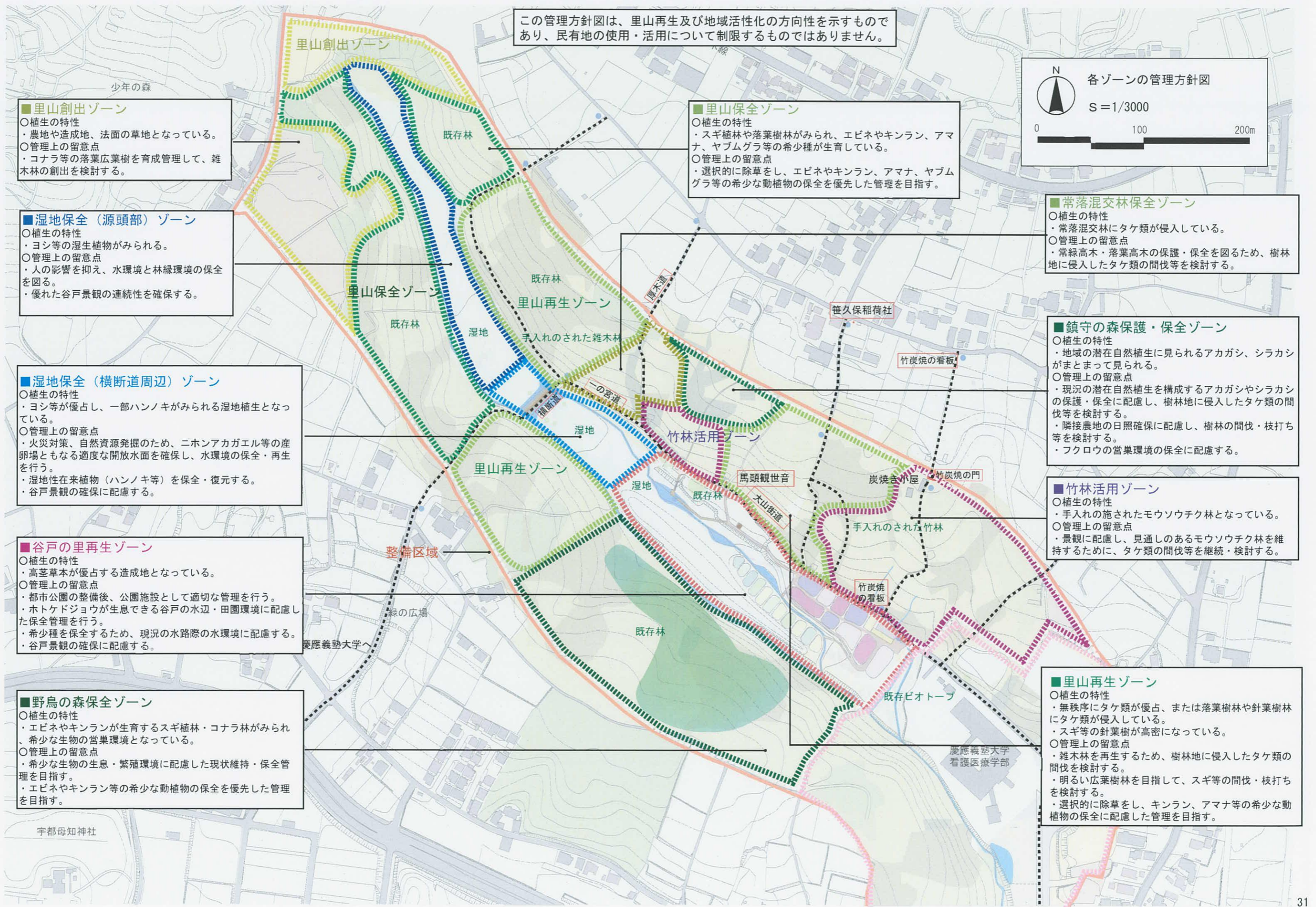
■里山保全ゾーン
○植生の特性
・スギ植林や落葉樹林がみられ、エビネやキンラン、アマナ、ヤブムグラ等の希少種が生育している。
○管理上の留意点
・選択的に除草をし、エビネやキンラン、アマナ、ヤブムグラ等の希少な動植物の保全を優先した管理を目指す。

■常落混交林保全ゾーン
○植生の特性
・常落混交林にタケ類が侵入している。
○管理上の留意点
・常緑高木・落葉高木の保護・保全を図るため、樹林地に侵入したタケ類の間伐等を検討する。

■鎮守の森保護・保全ゾーン
○植生の特性
・地域の潜在自然植生に見られるアカガシ、シラカシがまとまって見られる。
○管理上の留意点
・現況の潜在自然植生を構成するアカガシやシラカシの保護・保全に配慮し、樹林地に侵入したタケ類の間伐等を検討する。
・隣接農地の日照確保に配慮し、樹林の間伐・枝打ち等を検討する。
・フクロウの営巣環境の保全に配慮する。

■竹林活用ゾーン
○植生の特性
・手入れの施されたモウソウチク林となっている。
○管理上の留意点
・景観に配慮し、見通しのあるモウソウチク林を維持するために、タケ類の間伐等を継続・検討する。

■里山再生ゾーン
○植生の特性
・無秩序にタケ類が優占、または落葉樹林や針葉樹林にタケ類が侵入している。
・スギ等の針葉樹が高密になっている。
○管理上の留意点
・雑木林を再生するため、樹林地に侵入したタケ類の間伐を検討する。
・明るい広葉樹林を目指して、スギ等の間伐・枝打ちを検討する。
・選択的に除草をし、キンラン、アマナ等の希少な動植物の保全に配慮した管理を目指す。



3) 希少種の保護・保全方針

(i) 希少種の対象

健康の森において特に保護・保全の必要がある希少種の選定は、平成8年度、9年度、17年度に実施した藤沢市の自然環境調査の掲載種を主対象とし、藤沢・湘南地域におけるその他の調査のうち、国のレッドリスト・レッドデータブック（RDB）、神奈川県レッドデータブック（2006）に記載されている種を中心に対象種として補足した。

なお、健康の森において現在まで確認されている種に加えて、今後の調査によって新たに種が確認された場合や、国のレッドリスト・レッドデータブック（RDB）、神奈川県レッドデータブック（2006）等の掲載種の情報変更が行なわれた場合は、希少種の対象種を見直すこととする。

(ii) 希少種の生育・生息状況

健康の森における希少種は下記の合計98種（絶滅危惧種及び準絶滅危惧種 計33種）が確認されている。これらの種の生育・生息地は、樹林、林縁、湿地、草地、農耕地、水域、細流等、幅広い環境に適応する種が含まれている。

○希少種

分類	哺乳類	鳥類	昆虫類	両生類	は虫類	魚類	貝類	甲殻類	植物	合計
種数	2種	40種	19種	3種	5種	1種	1種	1種	26種	98種

○絶滅危惧種及び準絶滅危惧種

分類	哺乳類	鳥類	昆虫類	両生類	は虫類	魚類	貝類	甲殻類	植物	合計
種数	2種	22種	1種	1種	1種	1種	0種	0種	5種	33種

(iii) 希少種の保全方針

■全体方針

- ・樹林・湿地・草地・細流等の谷戸の多様な環境に希少種が確認されているため、それぞれの環境ごとに生育・生息状況を把握し、情報を共有化して、関係者の合意形成を図り保全管理を行います。
- ・希少種を保全するために、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
- ・植物（特にラン科等）や、鳥類等の盗掘、密猟等の防止対策を検討します。
- ・対象種や立地環境に応じて、人の立入りを抑制、または保護区域の設定を行います。
- ・地域の遺伝的な多様性を保全し、希少種の生育・生息を脅かす外来種等の導入を抑制するために、健康の森以外から動植物を持ち込ませないなどの適切な対策を講じます。
- ・継続的なモニタリング調査を実施し、生育・生息状況を確認し、適切な対策を講じます。
- ・パンフレット等の動植物の紹介・情報発信は、盗掘、密漁等の可能性を踏まえて内容を検討

します。

- ・希少種の保護・保全対策を行った上で、健康の森における自然観察、環境学習の対象となる重要な資源としてとらえ、活用を検討します。

■分類群ごとの保全方針

①哺乳類

- ・哺乳類の希少種は、カヤネズミとホンDOIタチである。カヤネズミは谷戸の湿地環境を好む種であり、ホンDOIタチは水辺環境を好む種である。これらの種を保全するために、現状の湿地環境を保全します。
- ・健康の森と周辺の農地のつながりを確保することで、生息地の連続性（みどりのネットワーク）を担保します。

②鳥類

- ・鳥類の希少種は、樹林、林縁、湿地、草地、農耕地、水域等の幅広い環境に適応する種が含まれており、これらの多様な谷戸環境を保全します。また、繁殖が確認されている種（オオタカ等）は特に繁殖環境の保全を図ります。
- ・オオタカの保護・保全は、専門家の助言、指導を受けながら、計画・整備・管理運営の各段階において、適切な対応を行います。
- ・密猟等の防止対策を検討します。

③昆虫類

- ・昆虫類の希少種は、樹林、細流、湿地、草地等の幅広い環境に適応する種が含まれており、これらの多様な谷戸環境を保全します。
- ・昆虫類の環境の基盤となる水環境、植生、食草等を対象種の生活史を踏まえた上で適切に保全を図ります。

④両生類

- ・両生類の希少種は、アズマヒキガエルとニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルである。ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルは近年確認されていないが、ニホンアカガエルについては、適切な浅水域を形成し、生息・繁殖環境を復元することで、林内に生息している可能性のある個体が繁殖を行い、個体数の増加が期待されることから、適切な生息・繁殖環境の復元を行います。アズマヒキガエルも同様に適切な浅水域を形成し、生息・繁殖環境を保全します。

⑤は虫類

- ・は虫類の希少種は、アオダイショウ、シマヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシの5種である。種ごとに樹林や草地、農耕地、湿地などの多様な環境を好むため、これらの多

様な環境を保全します。

⑥魚類

- ・魚類の希少種は、ホトケドジョウである。水温の安定した湧水を好む種であり、泥の水底環境を好むため、適切な水辺環境を保全します。
- ・ホトケドジョウを補食するアメリカザリガニの駆除を検討します。

⑦貝類

- ・貝類の希少種は、マメジジミである。マメジジミは、河床が安定した細流や沼の環境を好むため、水質浄化対策や良好な生息環境となるように水辺環境を保全します。

⑧甲殻類

- ・甲殻類の希少種は、サワガニである。サワガニは、きれいな水を示す指標生物となっており、水質浄化対策や良好な生息環境となるように水辺環境を保全します。

⑨植物

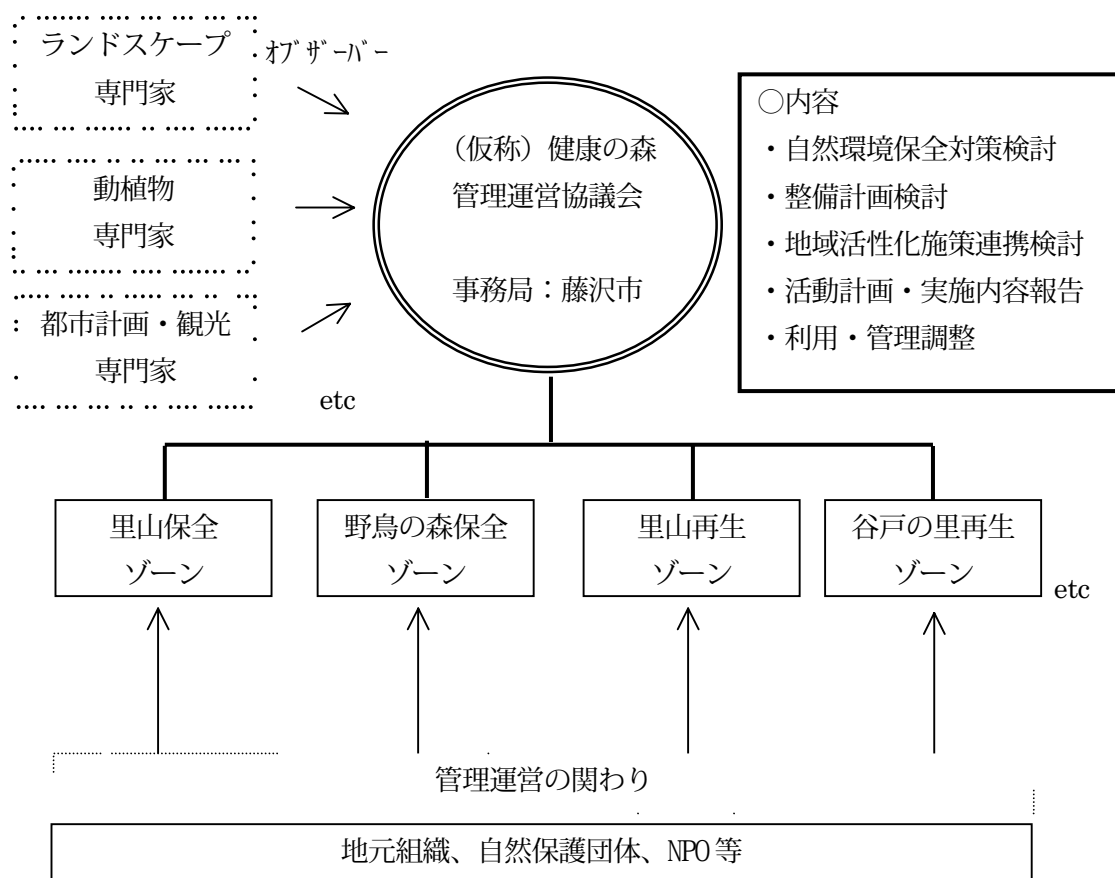
- ・植物の希少種は、樹林、林縁、湿地等の幅広い環境に適応する種が含まれており、これらの多様な谷戸環境を保全します。
- ・特に林内照度の確保や競合種の排除（ササ類）が求められるキンラン等の保全上必要な種については、現況植生や微地形、土地のポテンシャルを把握した上で専門家の助言、指導を受けながら管理計画を立案し、保全管理を行います。
- ・ラン科等の盗掘の恐れのある種については、盗掘防止対策を検討します。（モニタリング調査やマーキングによる盗掘防止、注意喚起看板の設置）

4) 管理運営体制の方針

管理運営体制は、健康の森および周辺地域を対象に、多様な主体と連携した森づくりを推進するため、以下の方針をもとに持続的な管理体制を構築します。

- 合意形成をもとにした組織運営
- 地元団体、自然保護団体、大学、企業など地域に開かれた組織の形成
- 専門家を交えた客観的な体制づくり

<健康の森（遠藤笹久保）管理運営組織イメージ>



4. 計画課題

<整備に向けたさらなる合意形成の推進>

本計画は、地域住民、自然保護団体、慶應義塾大学及び有識者で構成される健康の森あり方検討会および、より具体的な計画として健康の森基本計画の策定に関する事項の調査、検討を行うため、健康の森あり方検討会の下部組織として健康の森基本計画検討部会検討した結果とりまとめられている。

検討部会では、自然環境の保全手法や地域活性化に資する施設整備、維持管理のあり方について、地域の方々と自然保護団体の方々が協働して、幅広く検討を行い、その内容について、健康の森あり方検討会で審議を行いながら、健康の森基本計画の策定を行った。

一方、計画検討段階において、検討内容に対して地域住民から多様な意見がよせられたが、それらの意見の全てを反映することが困難であった経緯がある。そのため、計画を具体化する段階では、さらなる合意形成を図り、整備を進める必要がある。

<緑地の担保性の確保>

緑地保全のあり方で示した通り、特別緑地保全地区の指定にあたっては、方向性の明確化と県との調整、市と土地所有者等の協議、管理組織・体制の構築、予算の確保などの課題があり、緑地の担保性を高めるためには、これらを解決する必要がある。

<管理運営体制の構築>

自然環境の保全と自然環境を活かした地域活性化策をバランス良く発揮し、かつ実効性を確保するためには、多様な主体と連携した森づくりを推進する必要がある。そのためには、持続的な管理体制を構築する必要があり、合意形成をもとにした組織運営、地元団体、自然保護団体、大学、企業など地域に開かれた組織の形成、専門家を交えた客観的な体制づくりが課題である。

<地域連携の推進>

地域活性化に向けたフットパスなどの整備は、健康の森区域内だけではなく、周辺地域と連携して実施していく必要がある。そのため、遠藤地域経営会議、御所見まちづくり推進協議会などの地元組織が中心となって検討を進めることが期待される。

<駐車場とトイレへの配慮>

利用者ニーズに対応するため、健康の森周辺やフットパスコース沿いに駐車場及びトイレを配置する必要がある。そのため、今後の検討にあたっては、利用者の導線などを考慮した上で、駐車場及びトイレを適宜設置する必要がある（市有地の活用等）。

<第二期整備区域のエリア検討>

今回検討を進めた健康の森の区域については、藤沢市の健康と文化の森構想に位置づけられた区域を対象として検討を進めてきた。そのため、地区の南西部分のまとまった緑地や構想区域線外の緑地が見受けられる。また、第一期整備区域との境界についても一部民地を境界としている箇所がある。これら緑地等については、都市公園（都市緑地）や特別緑地保全地区等として整備・指定を行う際に含めて検討を進めるなど、最終的なエリアについては実現化方策の中で検討する必要がある。

5. 検討の経緯

基本計画の検討にあたっては、健康の森あり方検討会に加えて、具体的な計画として健康の森基本計画の策定に関する事項の調査、検討を行うため、健康の森あり方検討会の下部組織として健康の森基本計画検討部会を設置して検討を行った。

<健康の森あり方検討会>

平成20年11月19日から健康の森あり方検討会を合計11回開催し、基本構想、基本計画について検討を行い、それらを策定した。

	開催日	主な議題
第1回	平成20年11月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森あり方検討会の目的等について 健康の森の現状と課題について
第2回	平成21年2月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 現地視察結果のふりかえりと健康の森の課題について 緊急的な保全対策について
第3回	平成21年7月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 今後のスケジュールについて 今までのあり方検討会における議論の方向性について 周辺環境からみた健康の森の位置づけについて 関連計画等における対象地の位置づけについて 健康の森の方向性について
第4回	平成21年8月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第3回検討会のふりかえり 健康の森における高度医療施設導入の考え方について 全体方針とゾーニングについて 管理の方向性について(他自治体における事例)
第5回	平成21年11月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回検討会のふりかえり 全体方針とゾーニングについて 保全および管理・整備等手法について
第6回	平成22年1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回検討会のふりかえり 基本構想(素案)について
第7回	平成22年6月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想(素案)について ①意見交換会の開催結果について(報告) ②基本構想(素案)に対する意見の要旨及び本市の見解
第8回	平成22年8月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森基本構想(素案)について ①意見交換会の開催結果について(報告) ②自然保護団体の意見について ③健康の森基本構想(素案)のとりまとめについて 今後の進め方について

	開催日	主な議題
第9回	平成22年12月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森基本構想について 健康の森基本計画検討部会について(報告) 今後の進め方について
第10回	平成23年10月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森基本計画図(素案)について 緑地保全のあり方について 緊急的な保全対策について
第11回	平成24年3月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森基本計画(案)について 実現化方策について

<健康の森基本計画検討部会>

平成22年12月2日から健康の森基本計画検討部会を合計11回開催し、基本計画について検討を行った。

	開催日	主な議題
第1回	平成22年12月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 健康の森基本計画検討部会の目的等について 健康の森基本構想について
第2回	平成23年1月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 <ul style="list-style-type: none"> 現地視察結果のふりかえりと健康の森の課題について(意見交換)
第3回	平成23年2月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例視察(舞岡公園小谷戸の里、新治市民の森)
第4回	平成23年4月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回及び第3回検討部会のふりかえり 論点整理と方向性について
第5回	平成23年5月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回検討部会のふりかえり 外周道路について 地域活性化に資する施設整備の検討について
現地視察	平成23年6月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 先進地区視察(厚木飯山あやめの里、神奈川県立自然環境保全センター)
第6回	平成23年6月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回検討部会のふりかえり 地域活性化に資する施設整備の検討について <ol style="list-style-type: none"> 健康の森基本計画図の検討 地域活性化の方向性の検討
第7回	平成23年7月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第6回検討部会のふりかえり 地域活性化に資する施設整備の検討について <ol style="list-style-type: none"> 健康の森基本計画図の検討 地域活性化の方向性の検討

	開催日	主な議題
第8回	平成23年8月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回検討部会のふりかえり ・健康の森基本計画図の検討について ・地域活性化の課題と方向性の検討について
第9回	平成23年11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回検討部会のふりかえり、第10回健康の森あり方検討会の審議結果報告及び意見についての検討 ・地域活性化に向けた目標と方向性について ・フットパス(案)について ・管理方針(希少種の保護・保全方針)について
第10回	平成23年12月19日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回検討部会のふりかえり ・フットパス(案)について ・健康増進プログラム(案)について ・管理運営計画(案)について
第11回	平成24年2月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回検討部会のふりかえり ・緑地の保全手法(案)について ・管理運営計画(案)について ・基本計画のまとめ

■委員名簿

<健康の森あり方検討会>

	氏名	会長・副会長	種別	記事
学識経験を有するもの	柳沢 厚	会長	都市計画	(株)C-まち計画室代表 藤沢市都市計画審議会 会長
	麻生 恵	副会長	緑地、自然環境保全、 景観	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科教授 藤沢市都市景観審議会委員
	葉山 嘉一		景観生態、保全生態	日本大学生物資源科学部 植物資源科学科准教授 オオタカアドバイザー会議代表
	杉原 章郎		インターネットサービス	楽天株式会社 常務取締役 開発部担当役員
市民	小林 辰一		市民委員	遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会)
	飯島 富士男		市民委員	遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会) 健康の森部会 部会長
	飯島 正博		市民委員	藤沢市農業委員(遠藤地区)
自然保護団体	高橋 和也		市民活動団体	大庭自然探偵団 事務局
	森 要 (岸 しげみ)		市民活動団体	藤沢探鳥クラブ オオタカ担当 第1回～第6回 (藤沢探鳥クラブ 第7回～第11回)
	斉藤 清次		市民活動団体	遠藤竹炭の会 会長
(SFC) 慶應義塾大学	竹越 功 (矢ノ目 優)		慶應義塾大学	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス 総務担当 課長 第1回～第8回 (第9回～第11回)
	江口 正広 (村上 篤太郎)		慶應義塾大学	慶應義塾大学湘南藤沢事務室 看護医療学部担当 課長 第1回～第10回 (第11回)

(オブザーバー)	藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課長
(事務局)	藤沢市まちづくり推進部西北部長後地区整備事務所
	藤沢市市民自治部遠藤市民センター(遠藤地域経営会議事務局)

(受託機関)	(株)グラック
--------	---------

<健康の森基本計画検討部会>

	氏名	部会長	種別	記事
市民	飯島 富士男		あり方委員	遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会) 健康の森部会 部会長
	伊澤 淳一		臨時委員	地権者代表
	伊澤 實		臨時委員	地権者代表
	小林 辰一		あり方委員	遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会)
	櫻井 正男	職務代理者	臨時委員	地域代表 遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会)
	普川 進武	部会長	臨時委員	地域代表 遠藤地域経営会議(遠藤まちづくり推進協議会) (平成24年1月 委員退任)
自然保護団体	岸 しげみ		あり方委員	藤沢探鳥クラブ
	斉藤 清次		あり方委員	遠藤竹炭の会 会長
	袖岡 三津男		臨時委員	大庭自然探偵団
	高橋 和也		あり方委員	大庭自然探偵団 事務局
	森 要		臨時委員	藤沢探鳥クラブ オオタカ担当
有学 す 識 る も の を	葉山 嘉一		オブザーバー 景観生態、保全生態	日本大学生物資源科学部 植物資源科学科准教授 健康の森あり方検討会委員

(オブザーバー)	藤沢市まちづくり推進部まちづくりみどり推進課長
(事務局)	藤沢市まちづくり推進部西北部長後地区整備事務所
	藤沢市市民自治部遠藤市民センター(遠藤地域経営会議事務局)

(受託機関)	(株)グラック
--------	---------